

2025
スポーツコード
及び
懲戒規定

2月10日

スポーツコード

用語の解説	1
1 FIMスポーツコード	5
2 定義	5
2. 1 付則	5
2. 2 規則	5
2. 3 車両、エンジン及びエネルギー源	5
3 権能および裁定条項の認識	7
4 FIM規則の解釈	7
5. スポーツコードとその付則及び規則の改訂、あるいは追加	8
10 競技会	8
10. 1 競技会の種類	8
10. 1. 1 FIMプロモーターの存在しない FIM世界選手権及びプライズイベント	8
10. 1. 2 FIM契約プロモーターとのパートナーシップによって 運営されるFIM世界選手権およびプライズイベント	9
10. 1. 3 FIMトレーニングキャンプ	9
10. 1. 4 インターコンチネンタル選手権	9
10. 1. 5 CONUコンチネンタルユニオン選手権	10
10. 1. 5 CONUトレーニングキャンプ	10
10. 1. 6 クラシックイベント	10
10. 1. 7 外国籍参加者に開かれた国内競技会	11
10. 1. 8 コンチネンタル競技会	11
10. 1. 9 国内競技会	11
10. 2 四輪とモーターサイクルレースが同日に行われる競技会	11
10. 3 二輪および三輪のモーターサイクル、クアドレーサー 及び／あるいは四輪のレース	11
10. 4 非公認競技会	12
10. 5 サポートレース	12
10. 6 タイトルの使用	12
10. 7 サーキット、トラック及び会場	12
10. 8 幾つかの地域にまたがって開催される大会	13
20. カレンダー	13
20. 1 カレンダーの設定	13
20. 1. 1 FIMプロモーターの存在しないFIM世界選手権 及びプライズイベント	14
20. 1. 2 FIM契約プロモーターとのパートナーシップによって 運営されるFIM世界選手権及びプライズイベント	14
20. 1. 3 CONUコンチネンタルカレンダー	15

20. 2	カレンダーの追加、および変更	15
20. 3	カレンダー登録料	17
30	FIM 競技会	18
30. 1	F I M世界選手権およびプライズイベント	18
30. 1. 1	世界選手権	18
30. 1. 2	F I Mプライズ	20
30. 1. 3	ワールドレコード	22
30. 2	競技会の格式及び資格基準	22
30. 3	FIM プロモーターの関与する／またはしない FIM 世界選手権 及びプライズイベント競技会	22
30. 4	FIM 競技会の運営	22
30. 5	順位	23
30. 6	F I Mによって与えられるメダルと賞状	24
30. 7	“チャレンジ”と“トロフィ”	24
40	オフィシャル	25
40. 1	競技会の指揮と管理	25
40. 1. 1	オフィシャル	25
40. 1. 2	オフィシャルの資格	25
40. 1. 3	F I Mライセンスを所持するオフィシャル	26
40. 2	オフィシャルの任命	26
40. 3	FIM デレゲート（派遣代表）/FIM 代表	27
50	国際審査団及び FIM スチュワード	27
50. 1	国際審査団（JI）	27
50. 2	FIM スチュワード	28
60	参加者	29
60. 1	FIM イベントに参加するナショナルチーム または CONU チーム	29
60. 2	競技会への参加者	30
60. 3	結果及び発行物の承認	30
60. 4	ライダーとパッセンジャーの年齢	30
60. 5	責任及び危険性の認知	31
60. 6	ライダー及びマシンに表示する広告	31
60. 7	世界チャンピオン表彰式典	31
70	F I Mライセンス	32
70. 1	発行と取り消し	32
70. 2	参加者のための F I Mライセンス	32
70. 3	FIM オフィシャルライセンス	35
70. 4	F I Mプレスカード	35
100	大会特別規則、その他書類及び競技会の種々運営	35
100. 1	国内コードとオフィシャルの任命	35

100. 2	法律上の認可	35
100. 3	大会特別規則（SR）	36
100. 4	公式プログラム	36
100. 5	公式文書の作成	36
100. 6	事前の検証	36
100. 7	安全性	36
100. 8	救急処置	37
100. 9	火災予防	37
100. 10	環境	37
110	保険	37
120	FIM 競技会へのエントリーとエントリー受理	39
130	競技会の開始と運営	39
140	競技会の終了	39

懲戒規定

1.	原則と適用範囲	41
2.	ペナルティー	41
3.	国際規律及び裁定組織	43
3. 1	ミーティングに参加する組織	43
3. 2	国際裁判員リスト（LJI）	44
4.	競技会に参加する懲戒機関による手続き	47
5.	国際控訴裁判所（CAI）における手続き	51
6.	制裁の互換性	61
7.	慈悲の法則	61

本規定にある三人称単数は簡略化の為に全て男性敬称で明記し、特に記載のある場合は女性敬称で明記する。

スポーツコード

用語の解説

FIM 頭字語、用語、定義及び略語（徹底されてはいない）

アドミニストレーション（ADM）FIM 執行事務局

カテゴリーCategory	一大会。例：外国籍参加者に開かれた国内競技会（NMPF）、プロモーターが関与するまたはしない世界選手権 一参加者。ユース、ジュニア、ウィメン、ヴェテラン 一車両。モーターサイクル、サイドカー、クアド、スノーモビル、e バイク等
クラス Class(es)	シリンダー容積、エンジンのタイプと出力源による車両の種類
順位 Classification	ランキング、大会における参加者の成績（暫定、正式）
競技監督 Clerk of the Course	競技役員（日本では競技監督を指す）
種目 Discipline	競技会の種類。例：サーキットレース、モトクロス、トライアル、エンデューロ、トラックレース、クロスカントリーラリー等
大会運営 Event Management	各種目における規則/細則に明記されるオフィシャルグループ（日本では大会組織委員会）
FIM 選手権及びプライズイベント カレンダー	FIM 権能下に運営される選手権及びプライズイベントで FIM スポーツ競技会カレンダー

FIM イベント	FIM 選手権及びプライズイベントに相当するモーターサイクリイベント
FIM ライセンス	競技役員、参加者、マニュファクチャラー及びチームが FIM 選手権/プライズイベント及び外国籍参加者に関われた国内競技会に参加するために必要な書類
FIM 世界選手権及びプライズイベント	プロモーターの存在する、またはしない FIM 世界選手権/プライズイベントのシリーズまたは大会
FMN	FIM 加盟国。各国モーターサイクル協会
FMNR	競技会を主催する各国協会
IMN	FIM カレンダーに登録された競技会に付与される登録番号
国際審査団 International Jury	競技会における仲裁組織で構成されるオフィシャルのグループで FIM スポーツコード及び/または各競技の規則/細則に明記される。
国際競技会 International Meeting	インターナショナルライセンスを所持するライダーの為に主催国協会によって開催される
マニュファクチャラー Manufacturer	世界選手権/プライズイベント出場のために FIM ライセンスを所持する
外国籍参加者に関われた国内競技会（NMFP）カレンダー	主催国協会の権限下にあるカレンダーにおける外国籍参加者に関われた国内競技会カレンダー（以前は国際競技会と称された）
オフィシャル Official(s)	各種目の規則/細則に明記されている職務に従事する人物

主催者 Organizer	主催者。例：主催国協会（FMNR）、クラブ、プロモーター、サーキットオーナー
パドック Paddock	全てのライダーまたはサプライヤーのためのサーキット周囲に確保された場所
パルクフェルメ Parc Ferme	主催者管理の基車両を保管する為に囲われた場所
パッセンジャー Passenger	サイドカードライバーとチームを組む FIM ライセンスを所持する参加者
パーマネントビューロー Permanent Bureau	FIM プロモーターとの契約により構成される組織
Practice	世界選手権、競技会における競技前の練習
プロモーター Promoter	FIM 世界選手権及び/またはプライズイベントに関する一部主催及び/または商権を有するエージェント。
レースディレクション Race Direction	各種目の規則/細則に明記されているオフィシャルの組織
レースディレクター Race Director	オフィシャルの一人
レフリー Referee	FIM 規則の適用に関して大会に従事する最高権能を有するオフィシャル
ライダー Rider	FIM 競技会において車両を操縦する者
セミナー Seminar	インストラクターの基に 1 日または 2 日に亘りオフィシャル/参加者の為に開催されるトレーニングセッション
スチュワード Stewards	スチュワードパネルのオフィシャル

スチュワードパネル Steward Panel

FIM スポーツコード及び/または各種目の規則/細則に定義される FIM イベント開催期間中に特定の役務に従事するオフィシャルのグループ

大会特別規則 Supplementary Regulations(SR)

スポーツコード及び細則を補足する詳細情報及び規則

チーム Team

環境にもよるが、FIM スポーツコード事項 60.2、70.2.1 及び 70.2.4 に定義されているチーム

ターム・オブ・レファレンス Terms of Reference

組織またはオフィシャルの役務及び任務

世界記録 World Records

FIM が公認する記録

1 FIMスポーツコード

FIMスポーツコード（以下スポーツコードと呼ぶ）は、競技会のカテゴリー、各々の規律に関連する細則及び規則とともに自らの権限下で開催されるすべてのスポーツ競技を管轄する国際モーターサイクリズム連盟（FIM）が設定する一連の規則である。

本コード、細則及び規則の目的は、モーターサイクルスポーツの世界的認知を激励且つ促進することである。モーターサイクルスポーツの完全なる安全性、公平性及び規則性の発展するために必要な手段 FIM が結論付ける場合を除き、まさに開催されようとしている競技会や競技に参加する競技者に緊張を与えるものではない。

2 定義

2. 1 細則

細則は一つまたはそれ以上からなる詳細な規則であるが、競技会のカテゴリー、規律全般にかかわるものではない。また、規則への追加が必要とされる場合、本スポーツコードに基づいて設定される。

2. 2 規則

規則は、FIM契約プロモーターとのパートナーシップにより運営されるFIM世界選手権及びプライズイベントに適用される特別規則であり、スポーツコードに加えられ、そして、プロモーターとの契約時に加えられる。

2. 3 車両、エンジン及びエネルギー源

付則、規定及び規則は、レース方式及びクラスまたは車両が参加できる種目を表記している。

車両は以下のとおり

- スクーター
原動機スクーターとは、サドル上のシートに座ることの無いプラットフォームを持つ 2 輪車両（立ち乗り）
- モノホイール
原動機を持つ 1 輪車両で、左右各側またはサドル上に 2 つのプラットフォームを持つ 1 輪車両
- ジャイロポッド
原動機を持つ 2 輪車両で、ライダーが立ったままハンドルバーで操作する。車輪はライダーの左右両側にある。
- クアドまたは ATV
原動機を持つ全地形万能の 4 輪車両で、屋根またはロールケージは無く、シートとハンドルバーを装備する。

- サイドバイサイドまたは SSV
サイドバイサイドは、1 名から 6 名までのシートを装備し、1 名ないし複数名用のステアリングホイール及び原動機を持つ 4 輪車両。車両には屋根またはロールケージを装備できる。ライダーとパッセンジャーは横に並んで座る。
- モータースクーター
モータースクーターとは、アンダーボーンまたはステップスルーフレームを持ち、ライダーの足用プラットフォームを持つ原動機付き 2 輪車両。
- スノーモビル
スキードゥーとして知られており、雪上車両、ソリ、原動機付きソリ、雪上車、スキーモビルまたはスノースクーターとは、雪上を走行できるキャタピラを装備する原動機付車両。スノーモビルにはハンドルバーが装備される。
- モーターサイクル
しばしばモーターバイクまたはバイクとも称される原動機付二輪車両。モーターサイクルには、様々な種目に適合するデザインが存在する。
- トライクモーターサイクルまたはトライク
3 輪原動機付車両。シャーシの構造は対照的なものであり、トライクの動力は 1 つまたは 2 つのリアホイールから得られる。
- サイドカー
サイドカーは 3 輪車両で、側面のホイールはモーターサイクルのリアホイールと直接的に整列しておらず、その構造は非対称的である。また、サイドカーの主な動力源はリアのメインホイールとなる。
- ペデレック
E バイクとも呼ばれる。ペデレックは、推進を補助するためのペグ又はペダルを装備し、主な推進力は筋力とされる。
- モペッド
モペッドは、推進力補助のためのペグ又はペダルを装備する低パワーモーターサイクルで筋力が主な推進力ではない。
- トックトックと称される 3 輪車両
3 輪の原動機付車両で、人や物資を運ぶために使用される。
- その他上記のあらゆる組み合わせ車両

エンジンは、燃焼又は電動式で、圧縮空気または幾つかのタイプのエンジンの組み合わせとする。

内部または外部エネルギー源は、以下のリストに含まれる。

- 燃焼（2 水素、化石燃料、合成燃料、アルコール、ガス等）
- 機械式フライホイール
- 電動（バッテリー、ソーラー、燃料セル、超コンデンサ、非接触型充電等）
- 加圧流体
- 補助を伴う筋力
- 幾つかのエネルギー源の組み合わせによるハイブリッド

3 権能および裁定条項の認識

競技会を主催する F M N、または団体、あるいは競技会に参加する個人は、本スポーツコードおよびその細則、規則、規律および裁定規則、メディカルコード、アンチドーピングコード及び環境コード、そして競技会の大会特別規則に関する知識を持ち、すべての規定およびその結果生じる全てを、条件付けることなく、受諾しなければならない。

~~F I M の法的組織、あるいは F I M 総審議会によって出された最終決定は、通常の法廷に控訴することができない。これらの決定は、スポーツ裁定法廷に提出されるものとし、スポーツ裁定法廷が、そのスポーツに適用される裁定コードに基づいて最終的決着をつける独占的権限を有するものとする。~~

4 F I M 規則の解釈

スポーツコードの解釈に関する紛争が生じた場合、取締役会がスポーツコードとその付則の解釈における最高権能を有する。

各スポーツ委員会は、FIM 世界選手権並びにプライズイベント、外国籍参加者に開かれた国内競技会に関連する当該付則の解釈についての最高権限を有する競技組織である。

委員会及びパネルは当該関連コードの解釈に関する責任を有する。

FIM と FIM プロモーターとの契約によって設立された関連組織（事項 30.4.2.1）は、FIM とのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに関連する規則の解釈についての責任を有する。

解釈に関して異論が生じた場合、あるいは二つの公用語による内容に差異が生じた場合、英語版が優先する。

5. スポーツコードとその細則及び規則の改訂、あるいは追加

総審議会承認後のスポーツコードへの改訂あるいは追加は、FIM 執行事務局により適用開始期日を明記して発行される。

付則への改訂あるいは追加は、当該委員会またはパネルの提案を受け、運営委員会の承認を得た後、執行事務局より適用開始期日を明記して発行される。

FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントに関する規則の改定、追加は、FIM とプロモーターによって設立される関連組織（事項 30.4.2.1）の承認の後、執行事務局により、適用開始期日を明記して発行される。

10 競技会

10.1 競技会の種類

一般に、FIM はさまざまな種目の競技を下記の種類に分類する：

- FIM プロモーターの存在しない FIM 世界選手権及びプライズイベント
- FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権およびプライズイベント
- FIM トレーニングキャンプ
- コンチネンタルユニオン契約プロモーターが関与または関与しない CONU（コンチネンタルユニオン）選手権
- CONU トレーニングキャンプ
- クラシックイベント
- 外国籍参加者に開かれた国内競技会
- コンチネンタル競技会
- 国内競技会

10.1.1 FIM プロモーターの存在しない

FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM 世界選手権およびプライズイベントは、スポーツコード第 30 章に明記されている条件に基づいて FIM カレンダーに記載される。

FIM 定款の事項 3 に準じて、モーターサイクルスポーツのすべての種目において、世界選手権、コンチネンタル選手権、および FIM プライズイベントの公式名称は FIM に独占的に帰属するものとする。

このような競技会を運営する場合、スポーツコード及び該当する付則が運営に関して適用される。

FIM世界選手権およびプライズイベントは、資格を有するまたは任命されたFIMライダーライセンスを所持するすべてのFMNのライダーを対象とする。

10. 1. 2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM世界選手権およびプライズイベント

FIM定款事項~~33.3及び3.4~~に則り、FIMの有能な組織(事項30.4.2.1)は、FIMプロモーターとの契約の結果、上記世界選手権の運営に必要なスポーツ的、技術的、医療的、環境、規律的改訂を行う権限を有する。

このカテゴリーの大会の運営に際しては、本スポーツコードと関連する付則が運営に関して適用される。

契約されたFIMプロモーターとのパートナーシップによって運営されるFIM世界選手権及びプライズイベントに出場するライダーは、FIMライダーライセンスを所持していなければならない。

10. 1. 3 FIMトレーニングキャンプ

FIMトレーニングキャンプは、特定の場所で競技会形式とは異なり行われ、参加FMNライダーの技量の向上と国内並びに国際選手権への参加を活気づける事を目的に行われる国際規模のスポーツトレーニング活動である。FIMトレーニングキャンプは、各国の啓発及びトレーニングプログラムの手段を支援並びに促し、当該国ライセンスを所持し、スポーツコード事項110.2に規定されている適切な保険で補償されている主催国ライダー並びにFIMトレーニングライセンスを所持する開催国内及び海外ライダーに門戸を開く。当該主催国協会からFIMカレンダーの承認申請が提出されない場合、FIMトレーニングキャンプと称されない。

FIMトレーニングキャンプの運営は、スポーツコード及び関連ガイドラインが適用される。主催責任は主催国協会、存在する場合はFIM契約プロモーターにあるものとする。

10. 1. 4 インターコンチネンタル選手権

FIMインターコンチネンタル選手権は、スポーツコード第30章に明記された条件に準拠しFIMカレンダーに含まれるカレンダーである。

FIM定款における事項3に準拠し公式な名称はFIMインターコンチネンタル選手権とし、それはFIMの独占的権限内にある全ての種目に適用される。

スポーツコード及び関連する付則はこれら競技会の運営に適用される。FIM インターコンチネンタル選手権は、関連する CONU ライセンスを所持し、コンチネンタルに指名された全てのライダーに対して開かれている。

10. 1. 5 CONU コンチネンタルユニオン選手権

FIM 定款事項 12.6 に準じて、コンチネンタルユニオン（CONU）は、コンチネンタル選手権を確立することができる。

FIM スポーツコードに準拠した当該 CONU スポーツ規則がその運営に適用される。

どの種目においても、CONU コンチネンタル選手権に出場するライダーは、当該コンチネンタルの当該種目ライセンスを所持していなければならない。

主催国協会及び CONU は主催する競技会に関する全責任を有する。

10. 1. 6 CONU トレーニングキャンプ

定款第 12.6 条により、コンチネンタルユニオン（CONU）は CONU トレーニングキャンプを確立することが出来る。

FIM スポーツコードに準拠した当該 CONU スポーツ規則が、CONU トレーニングキャンプの運営に適用される。

CONU トレーニングキャンプに参加するライダーは、FIM トレーニングライセンスまたは CONU の認めるライセンスを所持していなければならない。主催責任は主催国協会、存在する場合は CONU 契約プロモーターにあるものとする。

10. 1. 7 クラシックイベント

これらは明確に確立されている国際スポーツイベントで、歴史的にもモーターサイクルの開発およびモーターサイクルスポーツの国際的发展に貢献してはいるが、すでに FIM 世界選手権、またはプライズイベントに関連していないものであるため、全てに関わる責任（運営、スポーツ及び裁定）は主催国協会にあるものとする。

クラシックタイトルは、該当するスポーツ委員会からの推薦に基づき、取締役会が与えるものとする。

10. 1. 8 外国籍参加者に開かれた国内競技会

外国籍参加者に開かれた国内競技会は、主催国協会（FMNR）によって NMFP カレンダーに登録されないかぎり、外国籍参加者に開かれた国内競技会とは呼ぶことができない。

外国籍参加者に開かれた国内競技会の運営には FIM は関与しないことから、全てに関わる責任（運営、スポーツ及び裁定）は主催国協会にあるものとする。

10. 1. 9 コンチネンタル競技会

コンチネンタル競技会は、一つの国でのみ開催が認められ、当該 FMN によって当該 CONU に競技会登録されるものとする。

当該コンチネンタルに所属する FMN によって発行された国際ライセンス、主催国協会によって発行されたナショナルライセンスまたは当該コンチネンタルによって発行されたコンチネンタルライセンスを所持するライダーを対象として行われる。

10. 1. 10 国内競技会

国内競技会は主催国協会（FMNR）によって管理され、彼らの国土内に手開催される。場所の変更等の場合、大会が開催される地区の FMN の了解を得ることは義務とされる。当該国協会の発行する国内ライセンスを所持するライダーを対象に行われる。

主催国協会（FMNR）の国内スポーツコードが運営に関して適用される。

10. 2 四輪とモーターサイクルレースが同日に行われる競技会

FIM 世界選手権またはプライズイベントの対象となるイベントをプログラムに含む競技会においては、四輪レースと二輪または三輪のモーターサイクルレースを組み合わせるはならない。ただし、当該スポーツ委員会からの要請により運営委員会が認めた場合は例外とする。

10. 3 二輪および三輪のモーターサイクル、クアドレーサー及び／あるいは四輪のレース

安全上の理由から、二輪、三輪のモーターサイクル、クアドレーサーの同時レース、あるいはサイドカーとサイクルカー、および／あるいは四輪の同時レースは禁止されるが、当該スポーツ委員会からの要請により運営委員会が認めた場合は例外とする。

10.4 非公認競技会

本スポーツコード、細則または規則に準拠していない大会、スポーツコードに準拠していない外国籍参加者に開かれた国内競技会のシリーズ、FIM カレンダーに記載されていない大会は FIM 非公認とする。

10.5 サポートレース

FIM 契約パートナーの関与しないまたは関与する FIM 世界選手権及びプライズイベント、関連するスポーツ委員会または FIM とプロモーター間または主催国協会（FMNR）によって設立された組織（事項 30.4.2.1）の承認を得た外国籍参加者に関与した国内競技会においてサポートレースを開催することが出来る。

10.6 タイトルの使用

FIM タイトル、すなわち FIM 世界選手権、コンチネンタル選手権、あるいはプライズ、“グランプリ”、“ワールドカップ”、“コンチネンタル・カップ”というタイトルの使用、あるいはワールド又はコンチネンタルのステータスを競技会の表現に使用すること、及び／あるいは“国際”または“選手権”という表現をタイトルまたはサブタイトルにおいて使用することは、FIM カレンダーに記載されている競技会に関してのみ許可される。

これらのタイトルは、公式文書、宣伝ポスター等に使用することができる。

“グランプリ”、“インターナショナル及び／または FIM 世界選手権及びプライズイベント”というタイトルは取締役会の承認を得た場合にのみ使用することができる。

FIM 公認コンチネンタル選手権というタイトルは、内規事項 XI 1) 1b に規定される当該 CONU に帰属している。

10.7 サーキット、トラック及び会場

FIM 契約プロモーターが関与する／しない FIM 選手権およびプライズイベントに使用されるすべてのサーキット、トラック及び会場は、FIM によって公認されなくてはならない。

CONU の統括の基に運営されるコンチネンタル選手権のためのサーキット、トラック及び会場は当該 CONU の公認を受けなければならない。FIM によって公認されているサーキット、トラック及び会場は自動的に CONU の公認とする。

外国籍参加者に開かれた国内競技会及び国内競技会に使用されるサーキット、トラック、および会場は、主催国協会（FMNR）の公認を受けなくてはならない。

10.8 幾つかの地域にまたがって開催される大会

FIM 世界選手権またはプライズイベント、外国籍参加者に開かれた国内競技会が複数の FMN の領土にまたがり開催される場合で、もしそれが順位に影響するステージの場合（リエゾンステージを除く）、主催国協会（FMNR）は関連するすべての FMN の承認を得なくければならず、最低 2 ヶ月前までに執行事務局にその書類を送付しなければならない。

20. カレンダー

FIM は、FIM カレンダー及び CONU カレンダー、外国籍参加者に開かれた国内競技会（NMPF）を特定のプラットフォーム上に掲載する。FIM は、カレンダー上からイベントを削除する権限を有する。

FIM カレンダー

毎年 FIM はウェブサイト、その年度に FIM 統括の基に開催される FIM 契約プロモーターの関与する／またはしない FIM 世界選手権及びプライズイベント記載する。そのリストは、FIM カレンダーと呼称される。

FIM カレンダーは、事項 20.2 に基づいて FIM に申請することによって、年度を通じて最新化することができる。

カレンダーは、イヤーズブックへのすべての追加または変更点の詳細を明記する発行物によって、定期的に最新化される。

FIM カレンダーに記載されるそれぞれの大会は、登録番号（IMN 番号）を持ち、FIM アニュアル及びウェブサイトに記載される。この番号は当該競技会に関連する全ての伝達文書に記載される。

外国籍参加者に開かれた国内競技会カレンダー（NMFP）

外国籍参加者に開かれた国内競技会のカレンダーは、主催国協会により FIM プラットフォームの責任の基に発表される。

20.1 カレンダーの設定

取締役会は、モーターサイクルスポーツ全般の利益を追求し、さらに可能な限り同じ種目の競技会を同日に配分するのを避ける、あるいは近距離で開催されるのを防ぐことを考慮したのちに、自由に開催日を振り分けることができる。

もし、同種目、同カテゴリーの大会で同日開催の申請が2大会提出された場合、運営委員会は当該2大会を受理することはスポーツとしての利益に反すると判断し、交渉しても解決が困難な場合、歴史ある大会にその優先権を与えることとする。取締役会は、決定に至った理由を書面に残す。

20. 1. 1 FIM プロモーターの存在しない FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM 世界選手権またはプライズイベントの各大会において、主催国協会（FMNR）は、~~前年の1月31日までに~~FIM 執行事務局宛てに申請書を提出しなければならない。

FIM 世界選手権またはプライズイベントの申請時に代替日程が出される場合がある。

FIM 世界選手権及びプライズイベントの日程、会場／サーキット／トラック、開催クラス申請について、当該スポーツ委員会は取締役会の最終承認を得るために審理する。

20. 1. 2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM プロモーターは、直接関連する暫定 FIM カレンダーを FIM との契約書に記載された締切日前に取締役会に提出する。暫定カレンダーには、次年度の FIM 世界選手権またはプライズイベントに関する会場及び開催日が記載される。FIM にカレンダー申請する際、FIM プロモーターは更に FIM に対して各大会開催国のプロモーターと同意し、各関係主催国協会（FMNR）は、起こり得る紛争の排除または最低限に留めることやオーガナイザー、会場、有効なスタッフ等の最大限の活用について確認しなければならない。

暫定カレンダーの受理に伴い、FIM はカレンダーに関わる全ての主催国協会（FMNR）に即座に告知しなければならない。FIM に対して FIM プロモーターが暫定カレンダーを提出してから 15 日以内に、主催国協会（FMNR）がカレンダーに対して何らかの意義のある場合は執行事務局に通達しなければならない。

取締役会は、暫定カレンダーに関する主催国協会（FMNR）と FIM プロモーターとの間に起こる論争を可能な限り遅らせることなく解決する。

当該スポーツ委員会の審理後の取締役会決定がなされた後、FIM カレンダーは執行事務局により公表され、FIM アニュアル及びウェブサイトに発表する。

FIM 執行事務局は、前年のスポーツシーズン中に、当該 FIM プロモーターを含む暫定カレンダー会議を開催する。運営委員会は、可能な限り前年のスポーツシーズン中の早い時期に暫定カレンダーの公表ができるよう全力を尽くす。FIM プロモーターによる長期カレンダー計画を奨励する。

20. 1. 3 CONU コンチネンタルカレンダー

コンチネンタル選手権の CONU カレンダーは、それぞれのスポーツコードに準拠して決定される。

FIM プロモーターの関与しない／または関与する FIM 世界選手権またはプライズイベント同様、同日に、同一国で、同種目のコンチネンタル選手権の開催は認められない。取締役会は例外を認める場合がある。

20. 2 カレンダーの追加、および変更

20. 2. 1 FIM プロモーターの関与しない F I M 世界選手権及びプライズイベントのカレンダー

F I M 世界選手権またはプライズイベントの対象となる競技会の総数を超える申請があった場合や、最低申請数が満たされなかった場合、該当する委員会は、運営委員会の最終判断を仰ぐために提案を出すことができる。

日程が F M N にとってまったく受け入れられないものであった場合、当該 F M N は、9月30日までにオリジナルの申請を差し戻すか、あるいは正当な理由を述べて開催日、または開催地を変更した新たな申請を提出する。この申請に関する決定が、F I M 総会時に、該当する委員会の最初のミーティングで出される。

新たな開催日申請が該当する委員会によって却下され、この却下が運営評議会、または必要な場合には最高委員会によって確認された場合、F M N はただちにこの競技会申請を取り下げることができる。この場合、F I M はこの競技会の本来の開催日を維持しながら開催権を別の F M N に与えることができる。

期日より遅く到着した開催日変更申請は認められない。“不可抗力”の場合、取締役会が、カレンダー承認後に F I M 世界選手権、あるいはプライズイベントの開催日変更を決定することができるが、この場合でも次の総会までに決定が出されなくてはならない。

開催日変更が却下された競技会を含み、後日競技会開催を取り消した場合、事項 20.3 に明記されているペナルティーが科される。さらに、翌年に関して、同一の選手権競技の日程が予定されている場合、当該 FMN のいかなる申請も考慮されない。

FMN から要請があった場合、取締役会は上記ペナルティーを放棄することができるが、競技会中止の理由がエントリー数不足、または FIM が承認した純粋な“不可抗力”の場合であることを条件とする。

異例の状況に基づく 24 時間以内の短期変更は、上記規則における開催日変更とはみなされない。

20. 2. 2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベントカレンダー

日程変更に関するプロモーターからの申し出は、根拠の十分な理由と新しく申請する日程の最低 45 日前までに申請された場合、取締役会によって審議される。

会場、サーキット、またはトラックの変更は取締役会によって FIM 公認前に十分な告知期間を持って承認される。

FIM プレスオフィスは、FIM プレスリリースによって速やかにこの変更を公表する。

20. 2. 3 CONU コンチネンタル選手権カレンダー

CONU カレンダーへの追加や変更は、CONU 規定によって決定される。

20. 2. 4 国際競技会のカレンダー

外国籍参加者に関われた国内競技会の申請の遅延は（すなわち前年の 11 月 30 日以降）、当該競技会開催日の 10 日前までならば受理される。

主催国協会（FMNR）は、例外的状況または正当な理由のある場合、延期またはキャンセルすることや、もしその大会が始まっているか終了している場合、競技結果の修正と外国籍参加者に関われた国内競技会の承認の無効を宣言することができる。

FIM 執行事務局及びエントリーを提出した全ライダーに開催日の変更、または中止に関する情報が提供されなくてはならない。異例の状況に基づく 24 時間以内の短期変更は、開催日変更とはみなされない。

開催日変更の場合、すでに提出されているエントリー申し込みは、ライダーが競技会の新たな開催日受け入れを確認した場合にのみ有効とされる。

20. 2. 5 コンチネンタル競技会のカレンダー

CONU カレンダーへの追加や変更は、CONU 規定によって決定される。

20. 3 カレンダー登録料

20. 3. 1 FIM プロモーターの関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベント

主催国協会（FMNR）から FIM に支払われるカレンダーの各登録料は、取締役会によって決定され、総審議会によって承認される（定款事項 12.1.7o 参照）。

FIM 世界選手権およびプライズイベントの中止に関しては、下記の規則が適用される。

- 前年の 10 月 31 日以降、12 月 31 日まで 追徴金 50%
- 前年の 12 月 31 日以降 追徴金 200%

これらのパーセンテージは、イコールトリートメントに基づく差し引きが行われた後に、登録料に適用される。

これらの登録料、または追徴金は、要請に基づいて一部、または全額返還されるが、その要請が、エントリー数の不足、または“不可抗力”によるものだと証明され、取締役会によって承認された場合に限られる。

20. 3. 2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FI 世界選手権及びプライズイベント

主催国協会（FMNR）から FIM に支払われるカレンダーの各登録料は、取締役会によって決定され、総審議会によって承認される（定款の事項 12.1.7 参照）。

FIM プロモーター自身の理由によりキャンセルされた場合、追徴金は発生せず、登録料は返還される。

20. 3. 3 CONU コンチネンタル選手権

CONU カレンダーに対する CONU に支払われる各登録料は、当該 CONU により決定される。

20. 3. 4 外国籍参加者に開かれた国内競技会

FIM カレンダーに対する主催国協会（FMNR）に支払われる各 NMFP 登録料は、当該主催国協会（FMNR）により決定される。

20. 3. 5 コンチネンタル競技会

CONU カレンダーに対する CONU に支払われる各登録料は、当該 CONU により決定される。

30 FIM 競技会

30. 1 FIM世界選手権およびプライズイベント

各スポーツ種目に関連する付則に含まれている条件の詳細に基づいて、FIM は下記の事項に詳細が明記される世界選手権およびプライズイベント、インターコンチネンタル選手権及びワールドレコード（記録挑戦）を承認する。

公式タイトルスポンサー名称またはブランド名は“FIM 世界選手権またはプライズイベント”の前に加えられる。

30. 1. 1 世界選手権

サーキットレース

- FIM グランプリ世界選手権（ライダー及びマニュファクチャラーの為）
- FIM スーパーバイク世界選手権（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）
- FIM ジュニア GP 世界選手権（ライダー及びマニュファクチャラーの為）
- FIM スーパースポーツ世界選手権（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）
- Moto E 世界選手権（ライダー及びチームの為）
- FIM 耐久世界選手権（チーム及びマニュファクチャラーの為）
- FIM サイドカー世界選手権（ライダー、パッセンジャーの為）
- FIM ウィメンズサーキットレース世界選手権（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）

モトクロス

- FIM モトクロス世界選手権（ライダー及びマニュファクチャラーの為）
- FIM サイドカーモトクロス世界選手権（ライダー、パッセンジャー及びマニュファクチャラーの為）
- FIM スーパークロス世界選手権（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）
- FIM スーパーモト世界選手権（ライダー及びマニュファクチャラーの為）

- FIM スノークロス世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM フリースタイルモトクロス世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）

ナショナルチームの為のモトクロスイベント

- FIM モトクロス・オブ・ネーションズ
- FIM スーパーモト・オブ・ネーションズ
- FIM スノークロス・オブ・ネーションズ
- FIM フリースタイルクロス・オブ・ネーションズ
- FIM クアドクロス・オブ・ネーションズ
- FIM サイドカークロス・オブ・ネーションズ

トライアル

- FIM トライアル世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIMX トライアル世界選手権

ナショナルチームの為のトライアルイベント

- FIM トライアル・デ・ナシオン

エンデューロ

- FIM エンデューロ世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM スーパーエンデューロ世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM ハードエンデューロ世界選手権

ナショナルチームの為のエンデューロイベント

- FIM インターナショナル・シックスデイズエンデューロ（ISDE）

クロスカンントリーラリー

- FIM ラリーレイド世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM サンドレース世界選手権（ライダー及びチームの為）

トラックレース

- FIM スピードウェイグランプリ世界選手権
- FIM トラックレース世界選手権予選大会
- ~~- FIMSGP2 世界選手権~~
- ~~- FIMSGP3 世界選手権~~

- FIM アイススピードウェイ世界選手権
- FIM ロングトラック世界選手権
- FIM フラットトラック世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）

ナショナルチームの為のトラックレースイベント

- FIM スピードウェイ・オブ・ネーションズ
- FIM スピードウェイ・オブ・ネーションズ 2
- FIM スピードウェイワールドカップ
- FIM アイススピードウェイ・オブ・ネーションズ
- FIM ロングトラック・オブ・ネーションズ

E バイク

- FIM E-エクスプローラー世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM E バイク世界選手権（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM E スクーター世界選手権（ライダー、チーム及びマニファクチャラーの為）

30. 1. 2 FIMプライズ

サーキットレース

- FIM 耐久ワールドカップ（チーム、ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM 耐久ワールドトロフィー（チーム、ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM Moto GP ルーキーズカップ
- FIM ドラッグバイクワールドカップ
- FIM ストリートフリースタイルワールドカップ
- FIM ミニ GP ワールドシリーズ
- FIM ストックワールドカップ

モトクロス

- FIM モトクロスワールドカップ
- FIM クアドクロスワールドカップ
- FIM ウィメンズスノークロスワールドカップ
- FIM スーパーモトワールドカップ
- FIM アリーナクロスワールドカップ（ライダー及びマニファクチャラーの為）
- FIM ヴィンテージモトクロスワールドカップ

トライアル

- FIM ウィメンズトライアルワールドカップ
- FIM トライアルヴィンテージトロフィー
- FIM ウィメンズ X-トライアルトロフィー

ナショナルチームの為にトライアルイベント

- FIM トライアル・デ・ナシオン インターナショナルトロフィー
- FIM トライアル・デ・ナシオン チャレンジ
- FIM Xトライアル・デ・ナシオン

エンデューロ

- FIM エンデューロワールドカップ
- FIM スーパーエンデューロワールドカップ
- FIM エンデューロヴィンテージワールドカップ
- FIM ハードエンデューロワールドカップ

ナショナルチームの為にエンデューロイベント

- FIM エンデューロヴィンテージトロフィー

クロスカン트리ラリー

- FIM ワールドラリーレイドカップ
- FIM ラリーレイドトロフィー
- FIM バハワールドカップ
- FIM バハワールドカップ
- FIM サンドレースワールドカップ

トラックレース

- FIM スピードウェイサイドカーワールドカップ
- FIM スピードウェイユースゴールドトロフィー
- FIM トラックレースユースゴールドトロフィー
- FIM ロングトラックアンダー23 ワールドカップ
- FIM フラットトラックワールドカップ
- FIM ワールドスピードウェイリーグ
- FIM アイスアリーナトラックレースワールドゴールドトロフィー
- FIM スピードウェイユースワールドカップ
- FIM ウィメンズスピードウェイゴールドトロフィー

E-バイク

- FIM E-バイクエンデューロワールドカップ
- FIM E-バイククロスワールドカップ

- FIM E エクスプローラーワールドカップ（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）
- FIM E バイクワールドカップ（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）
- FIM E スクーターワールドカップ（ライダー、チーム及びマニュファクチャラーの為）

30. 1. 3 ワールドレコード

- FIM ランドスピードワールドレコード

30. 1. 4 インターコンチネンタル選手権

- FIM インターコンチネンタルゲーム

30. 2 競技会の格式及び資格基準

取締役会は、適切な資格基準を考慮し、当該スポーツ委員または FIM とプロモーターとの契約によって設立された組織会からの提案により、事項 30.1 に規定されている如何なる競技会の格式をも FIM 世界選手権からプライズイベントに、またはその逆の変更を行うことができる。

同様に、FIM 世界選手権及びプライズイベントは、取締役会がモーターサイクルスポーツの利益のために適格な資格基準を考慮し、導入あるいは排除をすることができる。

30. 3 FIM プロモーターの関与する／またはしない FIM 世界選手権及びプライズイベント競技会

取締役会は、当該スポーツ委員または FIM とプロモーターとの契約によって設立された組織会からの提案により、FIM カレンダーとして記載されるための FIM 世界選手権またはプライズイベントの最低開催数を決定することができる。

30. 4 FIM 競技会の運営

30. 4. 1 FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM 世界選手権またはプライズイベントの対象となる各競技会は、それぞれ異なる主催国協会（FMNR）によって運営される。

もし、当該主催国協会（FMNR）が自国内での競技会を開催することを法律によって禁じられている場合、取締役会の上の承認の基、他の FMN に所属するサーキットにおいて、その FMN の了解を得た上で、FIM 世界選手権及びプライズイベントを開催することができる。

30. 4. 2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びプライズイベント

FIM が契約上承認した場合、いかなる個人または組織もこれらの大会を主催することができる。契約された FIM プロモーターは、関連する諸契約に準拠し大会を運営することに関して FIM に対して直接責任を負う。

当該 FIM プロモーターは、関連する主催者に対し条件の予定について通告する。

30. 4. 2. 1 FIM とプロモーターとの契約により設立される組織

FIM とプロモーターが締結する契約は以下を任命する：

i) それぞれの当事者を含むパーマネントビューロー。

この組織は、メンバー全員が必要と判断した場合で、契約上一切の矛盾を生じずに当該スポーツ委員会の決定を批准する場合、緊急の決断を行う権限を与えられる。(以下を参照)

ii) FIM 代表及びその他当事者が含まれる適切な委員会は、当該スポーツ委員会またはパネル、ライダー、チーム、マニュファクチャラーのような当事者を含む関係者からの提案による規則改訂に関する検討を任されている。決議は単純多数決により行われ、タイが生じた場合、委員長が決戦票を投じる。決定事項は、常設委員会パーマネントビューローの承認を得た上で有効となる。

30. 4. 3 競技会のシリーズ

各国で開催され、異なる FIM のライダーが参加する海外選手の参加が認められる国内競技会に関しては、必ず FIM カレンダー申請されなければならない。

FIM 世界選手権又はプライズイベントのタイトルをシリーズ名に含む場合、他シリーズのオーガナイザーが、二つのシリーズの混乱を避けるために FIM によって提示されるあらゆる場合を想定した要件を考慮して設定される。

30. 5 順位

ライダー、パッセンジャー、チーム及びマニュファクチャラーの順位は、関係するカテゴリーの競技会または種目の付則及び規則に準拠して決定される。

30. 6 FIMによって与えられるメダルと賞状

30. 6. 1 ライダー/パッセンジャー用FIM世界選手権およびプライズイベント賞

ライダー及びパッセンジャー（存在する場合）用の世界選手権に関しては、下記の賞が与えられる：

- 1位 ゴールドメダル 1個 およびFIM賞状 1枚
- 2位 シルバーメダル 1個
- 3位 ブロンズメダル 1個

ライダー及びパッセンジャー（存在する場合）用のFIMプライズイベントに関しては、下記の賞が与えられる：

- 1位 金泊のメダル 1個 およびFIM賞状 1枚
- 2位 シルバーメダル
- 3位 ブロンズメダル

30. 6. 2 マニュファクチャラー用FIM世界選手権およびプライズ賞

世界選手権を獲得したマニュファクチャラーには下記が贈られる：

FIM賞状 1枚

30. 6. 3 チーム用FIM世界選手権賞

チーム用の世界選手権では、下記の賞が与えられる：

- 1位 該当するにFIM賞状1枚 および該当する各ライダーに金メッキメダル1個ずつ
- 2位 該当する各ライダーにシルバーメダル 1個ずつ
- 3位 該当する各ライダーにブロンズメダル 1個ずつ

30. 6. 4 FIMチームプライズ賞

FIMチームプライズの賞は、該当する種目の付則に明記された規則に基づいて贈呈される。

30. 7 “チャレンジ”と“トロフィ”

FIM世界選手権及びプライズイベントに関して、取締役会の事前の承認を得ずに“チャレンジ”または“トロフィ”が贈呈されてはならない。

該当する委員会からの提案に基づいて、取締役会は、“チャレンジ”および“トロフィ”の贈呈に関する規則が当該競技の規則に明記されていない場合、規則を決定する。

“チャレンジ”または“トロフィ”の所持者は、それを所有している間に生じた破損や損失に関して責任を持つ。

“チャレンジ”と“トロフィ”には証明書が発行され、規則に基づいてレブリカは作成してはいけないことになる。

40 オフィシャル

40.1 競技会の指揮と管理

競技会の指揮と管理、および法的手順はオフィシャルの責任とする。（下記事項 40.2.1 参照）

40.1.1 オフィシャル

イベント時の異なった役務を有するオフィシャルは下記のとおりとする：

- FIMチーフスチュワード及びスチュワード
- 審査委員長と審査委員会メンバー
- レフリー
- レースディレクター
- レースディレクションメンバー
- セーフティーオフィサー
- 競技監督
- テクニカルディレクター
- メディカルディレクター
- FMN 代表／スポーツスチュワード
- FIM テクニカルスチュワード
- **FIM 持続可能環境**スチュワード
- チーフメディカルオフィサー（CMO）
- スターター
- タイムキーパー
- FIM 代表
- FIM 派遣代表（メディカル、テクニカル、**持続可能環境**等）
- 審査委員会書記
- 安全および大会進行を担当するオフィシャル、およびマーシャル

委員会は、その特殊性に応じて、特定の細則及び規則にリストされている追加のオフィシャルを定義する可能性がある。

40.1.2 オフィシャルの資格

FIMおよびFMNは上記のカテゴリー別に、能力及び誠実さにおいて任務にふさわしいと証明できる候補者を任命するFIMの公式承認は、候補者が各種目における特別条件に基づいて適格だと証明されたのちに与えられる。当該委員会が、特定の国際オフィシャルに参加が義務づけられるセミナーを主催する。

オフィシャルはライダー、パッセンジャー、チームメンバー、アシスタント、マニユファクチャラー代表または大会に参加しているスポンサーであってはならない。

40. 1. 3 FIMライセンスを所持するオフィシャル

FIM 世界選手権またはプライズイベントに任務につく場合、関連する規約、付則、規則で義務付けられている場合、オフィシャルは、当該年度有効で、適切な FIM 国際オフィシャルライセンスを所持していなければならない。

40. 2 オフィシャルの任命

40. 2. 1 FIM プロモーターが関与する／または関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベントのオフィシャル

FIM 世界選手権及びプライズイベントのオフィシャルは当該 FIM 委員会またはパネルによって任命され、必要な場合は、FIM とプロモーターまたは主催国協会（FMNR）との契約（事項 30.4.2.1 参照）に基づいて設立された組織によって当該細則及び規則に準拠して任命される。

40. 2. 2 CONU コンチネンタル選手権のオフィシャル

CONU コンチネンタル選手権のオフィシャルは、CONU の規則に準拠し、CONU によって任命される。

40. 2. 3 クラシックイベントのオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

40. 2. 4 海外選手の参加が認められる国内競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

40. 2. 5 コンチネンタル競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

40. 2. 6 国内競技会のオフィシャル

オフィシャルは、主催国協会（FMNR）規定に則り、主催国協会（FMNR）によって任命される。

40. 3 FIMデレゲート（派遣代表）／FIM代表

前述したオフィシャルの他に、取締役会は代表目的、または監督目的でデレゲート、または代表者を任命することができる。

40. 4 オフィシャルの役務・権限

オフィシャルおよび／または組織の役務・権限は、該当する付則及び規則に明記される。

50 国際審査団及びFIM スチュワード

50. 1 国際審査団（JI）

50. 1. 1 構成

国際審査団は、1名の審査委員長と主催国協会（FMNR）が任命するメンバーを含む最低2名の審査委員会メンバーによって構成される。必要な場合、運営委員会はこの構成とは別の構成を決定することもある。審査委員長と2名の審査委員メンバーのみが投票権を有する。

可能な場合には、国際審査団には投票権を有さないメディカルデレゲートとテクニカルデレゲートも含まれることが望ましい。

下記の者は国際審査団の会議に出席する権利を有するが、投票権は持たない：

- 競技監督
- 取締役会のメンバー、常設委員会の委員長、FIM最高経営責任者、当該スポーツ委員会担当者
- ~~持続可能環境~~ スチュワード
- FIM ~~持続可能環境~~ デレゲート
- 審査委員長が参加を認めた者

50. 1. 2 任命

FIMプロモーターの関与する／または関与しないFIM世界選手権及びプライズイベントの国際審査団及び／あるいはチーフスチュワード及びFIMスチュワード及びあるいはFIMレフリーは当該委員会より推薦され、スポーツ執行役員によって任命される。

FIMデレゲート（派遣委員）（~~持続可能環境~~、メディカル、テクニカル等）は、当該委員会により推薦され、当該担当役員により任命される。

海外選手の参加が認められる国内競技会の場合、審査委員長及び審査委員メンバーは、主催国協会（FMNR）によって任命される。

コンチネンタル競技会の場合、審査委員長及び審査委員メンバーは、当該 CONU によって任命される。

50. 1. 3 国際審査団の権限

国際審査団は競技会における FIM 規則、規則に特別に規定されている場合を除くペナルティーの裁定に関する最高権能を有する。

国際審査団は、競技会中に起こり得る抗議に対する審理件を有し裁定を下す唯一の法廷組織である。

国際審査団は、規律及び裁定規則に明記されている条項に則り、ペナルティーを科すことにより、あらゆる紛争を解決しなければならない。

国際審査団は、オーガナイザー、レースディレクター、競技監督の要望または国際審査団自体の主導権に則り、競技会のスタートを遅らせたり、サーキット、トラックまたは会場の改修、不可抗力または安全上の理由から大会または大会の一部を停止またはキャンセルすることができる。

50. 2 FIM スチュワード

50. 2. 1 構成及び任命

FIM プロモーターとのパートナーシップにより運営される FIM 世界選手権規則は、大会毎に 1 名または 3 名の FIM スチュワードが任命される。3 名のスチュワードが任命される場合、そのパネルは会議の議長となるチーフスチュワードによって管理される。

50. 2. 2 定足数及び絶対多数

もし、3 名のスチュワードが任命された場合、FIM スチュワード会議の定足数は 2 名とする。FIM スチュワードの決定は単純過半数による。タイの場合、議長が決定票を有する。

50. 2. 3 FIM スチュワードの権限

FIM スチュワードは下記に関して責任を持つ：

- 当該イベントが該当する FIM 世界選手権規則に準じて行われるようにする。
- 該当する規則に準じて、レースディレクションの決定に対する抗議についての聴取や、裁決を下す。（レースディレクションの決定に対し受け入れがたいことを表明したり、拒否または可能な限り改訂を抗議）

50. 3 国際審査団の介在しない FIM イベント

FIM 選手権及びプライズイベントの管理監督は、プロモーターの有無にかかわらず、各スポーツ委員会の規則および付属書に定義されているとおり、他の団体に委託することができる。

60 参加者

参加者とは、オフィシャル以外で適切な FIM ライセンスを所持し、設定されている開催クラスに出場する人または実在する組織とする。

ライダーはパスポートに記載されている 1 つの国のみの代表となることが出来る。

複数国籍の場合、ライダーは最初の FIM ライセンスの申請時に代表する国を選択するものとする。

ライダーが未成年で初めて FIM ライセンスを申請する場合、ライダーは法定成人になった後に FIM ライセンスの競技国籍の変更を申請することが認められる。適用される法定成人の年齢は、希望する競技国籍の国が定める年齢とする。

国籍の喪失または ~~FIM が例外的事例と認めた場合変更又は不可抗力の場合~~、ライダーは、シーズン開始前（新しい FIM ライセンスを注文するとき）に限り、FIM にスポーツ国籍の変更を申請することができる。

60. 1 FIM イベントに参加するナショナルチームまたは CONU チーム

ナショナルチームは、当該 FMN によって指名される。オーガナイザーがナショナルチームを指名することはできない。

ナショナルチームのライダーは、彼らが代表する国のパスポートを所持するものとする。

CONU チームは、当該 CONU により指名される。ライダーの国籍が、ナショナルチームのものと異なる場合、CONU チームの一員として参加することが出来る。CONU チーム（最低 2 か国）は、異なる国籍を持つ複数のライダーで構成される。このライダーは、CONU に加盟する協会から FIM ライセンスの発行を受けていなければならない。

60. 2 競技会への参加者

FIM ライセンスを所持する競技会への参加者は、下記のとおりとする：

- ライダー：FIM の統括する種目において車両を運転する個人
- パッセンジャー：サイドカーまたは SSV レースの競技会の際に、ライダーに同行する個人
- チーム：競技会中に同一車両を交代で運転する数人のライダーで構成される実在する組織。
- マニュファクチャラー：競技会中に使用されるモーターサイクルを生産する個人または組織
- トライアルアシスタント：関連する細則及び規則に従ってライダーを援助する個人

60. 3 結果及び発行物の承認

競技会に参加する参加者は、公式結果及び F I M の決定を受け入れなければならない義務があり、これらが全世界に発表されることに関して反対する権利を持たない。

60. 4 ライダーとパッセンジャーの年齢

スポーツ委員会および／あるいは関連する組織は、それぞれの種目及びカテゴリーに関する最低年齢について、国際メディカルパネルの事前承認の基に決定する。如何なる状況においても、FIM 規則によって運営される競技会におけるライダーの最低年齢は 10 歳とする。

最低年齢は、付則、規則並びに FIM メディカルコードに明記される。

それぞれの種目及びカテゴリーに関する最低年齢は当該ライダーの誕生日を基準とする。

CONU は、コンチネンタル競技会及びコンチネンタル選手権における最低年齢を設定することができる。

50 歳を超えるライダーの場合、関連する付則の条項、規則並びに FIM メディカルコードによる。

60. 5 責任及び危険性の認知

公式イベントにおける参加者は、公式イベント中、あるいはそのトレーニング中に生じたすべての損失、損害、あるいは負傷に関する一切の責任を、FIM、主催国協会（FMNR）、CONU、FIM プロモーター、オーガナイザー、オフィシャル、その雇用人、代表者、代理人から免除し、常に本スポーツコードの事項 110.3 に従うものとする。

さらに、参加者は、彼が連帯責任を負う第三者に対するすべての損失、損害、あるいは負傷に関して、FIM、主催国協会（FMNR）、CONU、FIM プロモーター、オーガナイザー、オフィシャル、その雇用人、代表者、代理人の責任を免除し、一切迷惑をおよぼさないことを確約する。

参加者は、競技に参加する上でリスクを認識し、第三者及び/または競技会に参加する事による彼自身または彼自身のモーターサイクルによる負傷、如何なる損傷、紛失に関する全責任を負わなければならない。

60. 6 ライダー及びマシンに表示する広告

FIM の権限の元で開催される競技会においては、ライダー、およびマシンに広告を表示することが許可される。

広告は、各国協会用に確保された専用スペースと重複しないことを条件として、代表チームのミーティング内で FIM によって定義されるスペースに許可される。

さらに、ライダー、パッセンジャー、チーム、スポンサー、あるいはマニュファクチャラーは、競技会に関して自分のために行われた商業広告は、すべて事実かつ正確であり、曖昧ではないことを保証しなくてはならない。

FIM プロモーターとのパートナーシップによって運営される FIM 世界選手権及びブライズイベントに関しては、関連する規則が適用される。

60. 7 世界チャンピオン表彰式典

各種目の各クラスで世界選手権のタイトルを獲得したライダー（あるいはパッセンジャー）は、毎年 FIM が主催し、FIM の経費にて開催する表彰式への出席が義務づけられる。この表彰式に出席しなかったライダー（またはパッセンジャー）には、最低 10,000 スイスフラン、最高 100,000 スイスフランの罰金が科される。

70 FIMライセンス

FIM ライセンスは、FIM 世界選手権及びプライズイベントで認可される唯一のライセンスである。

コンチネンタルライセンスや海外選手の参加が認められる国内競技会の為のライセンスに関して FIM は一切関与責任にならない。

70. 1 発行、延期と取り消し

FIM ライセンスの受給は、もし、申請者が当該規則に規定されている基準を満たしている場合、拒否されることはない。

すべての FIM ライセンスは FMN によって発給され、その発行は、財務規定事項 7.2 に記載されていない限り、当該申請者の所属する FMN が行う。

FIM、または FMN は下記を行うことができる：

- FIM ライセンスの発行を正当な理由の元に拒否する。拒否する場合、書面で通告することとし、理由を簡潔に述べていなければならない。
- FIM によって最終的な規則上のペナルティーの宣告として FIM ライセンスを没収する。

FIM または当該 FMN の公認でないイベントに参加した事実が判明した場合でもライセンスの取り消し等はすることができない。

70. 2 参加者のための FIM ライセンス

FIM ライセンスは、FIM または/及びコンチネンタルユニオンの権限の元に運営されるモーターサイクル競技会にどの資格においても参加を希望する個人、または団体組織にとって必要な書類である。

FIM ライセンスの所持者は、FIM 規則及びそのライセンスを発効する協会の規則を尊重し、これらの規則の基に違反が生じた場合に適用されるペナルティーを受け入れなければならない。

70. 2. 1 ライダー、パッセンジャー及びチーム用 FIM ライセンス

¹ FIM ライダーライセンスは、FIM 権限の基に行われる競技会にライダーが参加するのを許可する書類である。

² FIM 世界選手権及びプライズイベント用ライダーライセンスは、ライダーが出場する種目の関連する付則及び規則に従って設定される。

3 FIM パッセンジャーライセンスは、パッセンジャーとして参加する場合にのみ有効とされる。

4 各国協会は、コンチネンタル大会に有効なライセンスを発行する責務がある。CONU は、ライダーのコンチネンタルライセンスの有効性に関するシステムを FIM に提供しなければならない。コンチネンタルライセンスを有効とする為、FMN が FIM エクストラネットを通じてコンチネンタルライセンスを発注しなければならない。

5 各国協会（FMN）は、年に 1 度発行される FIM 年鑑及びウェブサイト
に明記されている制度に準拠して発行される海外選手の参加が認められる国内競技会並びに国内競技会に有効なライセンスを発行する責任を有する。

6 FIM 選手権、プライズイベントまたは国際競技会で有効な FIM ライセンスを発行する前に、FIM または FMN は申請者の身元、国籍、及び/あるいは申請者の永住地、年齢、健康状態、およびライセンス申請の対象となっている競技会参戦に向けての適性を確認する。さらに、FIM または FMN は当該申請者が、規則上、規律上の理由から FIM または FMN によって資格停止、または資格剥奪の対象となっていないかどうかを確認しなくてはならない。

7 FIM ライセンスは、外国人ライダーに発行することができるが、当該申請者が国籍を有するまたは在住する国の協会から承認（許可証）を得た後に発行することが出来る。この協会は、FIM 選手権及びプライズイベントに有効な FIM ライセンスのリリースを発行する前に、申請者に国内ライダーライセンスの料金を課す場合がある。この許可は、それが許可された状況、つまり国籍および/または永住権が変わらない限り有効とされる。紛争が生じた場合には、最終的には仲裁裁判所である**国際控訴裁判所（CAI）**~~規律諮問委員会（TAG）~~によって解決されるものとする。

8 パスポートを所持する国の FMN から招待され、その年の間その国に参加し、その国のナショナルチームに参加する場合、当該ライダーは現在所持しているライセンスで参加することが認められる。

9 2つの国籍を有するライダーは、一年に一つのナショナルチームにのみ参加することが認められる

10 競技会の一部に一般公道を使用する競技会に関して、競技会の行われる国の法律のある場合、ライダーは有効な FIM ライダーライセンスと共に有効なモーターサイクル運転免許証を所持していなくてはならない。

70. 2. 2 トライアルアシスタント用 FIM ライセンス

トライアルアシスタントライセンスは、関連する付則及び規則に準拠し、登録されたアシスタントとして参加する場合に関してのみ有効とする。

70. 2. 3 マニファクチャラーのための FIM ライセンス

FIM は 3 種類の国際マニファクチャラーライセンスを発行する：

ブルーライセンス： 年間 5,000 台以上のモーターサイクル（二輪）を生産しているマニファクチャラーにのみ発行される。

グリーンライセンス： 年間 500 台以上 5,000 台以下のモーターサイクル（二輪）を生産しているマニファクチャラーにのみ発行される。

レッドライセンス： 年間 500 台以下の車両またはフレームを生産しているマニファクチャラーにのみ発行される。

FIM マニファクチャラーライセンスは、その所持者が毎年マニファクチャラー選手権に参加することを許可し、彼らの商標が公式結果に表示されることを認め、FIM が承認する競技会に彼らの商標名の元でライダーをエントリーさせることを認める。さらにモーターサイクル競技会において彼らの商標をつけたモーターサイクルが参加していると宣伝する権利を与えるものである。さらに、国際マニファクチャラーライセンスは、マニファクチャラー／コンストラクターに、FIM 技術規則に準じて彼らのモーターサイクルを認可してもらうことを認める。

FIM マニファクチャラーライセンスの申請は、執行事務局に提出されなければならない。

70. 2. 4 種目ごとの FIM スポーツチームライセンス

FIM は、種目ごとに、FIM 世界選手権及びプライズイベントに彼らのチーム名でライダーをエントリーするためのインターナショナルスポーツチームライセンスを発行する。

種目ごとの FIM スポーツチームライセンスは当該種目の規則及び関連する付則に準拠して確立される。

チームがライダーを彼らのチーム名の元にライダーをエントリーするためのライセンスであり、FIM 契約プロモーターとのパートナーシップにより主催される FIM 世界選手権及びプライズイベント規則に害しない公式結果にチーム名称を掲載するためのものである。

70. 3 FIM オフィシャルライセンス

FIMは、彼自身の所属する FMN もしくは当該スポーツ委員会によって任命される個々のオフィシャル、該当するセミナーに出席して試験に合格したすべてのオフィシャル、あるいはセミナーが必要とされない場合には彼らの所属するFMNによって任命された資格のあるすべてのオフィシャルに対して国際オフィシャルライセンスを発行する。オフィシャルライセンスの有効期間は、ライセンスに記載される。

オフィシャルライセンスの所持者は、当該イベントにオフィシャルとして任命された場合にのみこのライセンスを使用することができる。

70. 4 FIM プレスカード

FIMは、モーターサイクルスポーツメディアで実績のあるジャーナリストとカメラマンに対して、FIM プレスカードを発行する。

FIMの管轄で運営されるイベントの当局には、FIM プレスカードの所持者に対して、彼がプロフェッショナルな仕事を行うのを可能とする設備を提供するよう要請される。FIM プレスカードの所持者は規則、条件、およびイベントの正常かつ安全な進行を確保するためにオーガナイザーが設ける制限に従うものとする。

プレスカードは、自分で自分のリスクに関して完全に責任を負う者に対して発行される。このプレスカードは、他人に譲渡できるものではなく、不正に使用された場合には、ただちに没収され、無効とされる。

100 大会特別規則、その他書類及び競技会の種々運営

100. 1 国内コードとオフィシャルの任命

主催FMNのスポーツコードは本スポーツコードに基づいて作成されるものとする。各FMNは、委員会、国内委員会、あるいは他の組織、および自国の領土内で行われる競技会の運営に必要なオフィシャルの任命に関して責任を持つ。

100. 2 法律上の認可

オーガナイザーが必要な法的認可を受けるまでは、いかなる競技会も開催されてはならない。

100. 3 大会特別規則（SR）

大会特別規則（SR）には、FIM コード、付則及び規則に明記されていない特別な大会に関する追加の情報や詳細資料が含まれる。

大会特別規則（SR）は、判例として当該付則及び規則に明記されている FIM スポーツコード、その付則及び規則に関する変更を行ってはならない。

100. 4 公式プログラム

公式プログラム、および観客にとって便利な他の発表事項には、下記の情報が含まれるものとする：

- 各レース、またはヒートごとのライダー、パッセンジャーの氏名、ライダーの公式スポンサー名、ライセンスを発行する FIMN、またはパスポートを発行する国名。
- 各レース、またはヒートごとのモーターサイクルメーカーのリスト。
- 競技会のタイムスケジュール
- レースディレクションの代表者名、及び／あるいは競技監督名、安全及びイベント運営を担当するオフィシャルの氏名。
- FIM チーフスチュワード、およびスチュワード、あるいは国際審査委員会の委員長およびメンバーの氏名。
- 環境及び一般の安全規則を遵守する上での配慮

100. 5 公式文書の作成

国際競技会に関連する公式文書（大会特別規則、プログラム、エントリー用紙等）には、本競技会が“スポーツコードに基づいて開催される”と明記されなくてはならない。公式文書には、FIM のロゴとイベント登録番号（IMN）が明記されるものとする。

100. 6 事前の検証

公式プラクティス開始前に、管理事項の立証、メディカルチェック、車検が行われ、当該付則及び規則に準拠しているか確認される。

イベントの間中、ライダーまたはチームは自分のマシンが規則に適合していることに関して責任を持つ。

100. 7 安全性

競技会中の安全性（ライダー、観客、およびオフィシャルに対して）がオーガナイザーにとって最重要事項である。

100. 8 救急処置

競技会に必要とされる医療、および救急設備はメディカル及びアンチドーピングコード及び関連する付則及び規則に明記される。

100. 9 火災予防

ピット、クローズドパーク、パドック、給油エリア、および他のすべての危険地域において、火災の危険性を防ぐため予防措置が設けられる。

100. 10 環境

競技会中に環境を保護するために取られるべき措置に関連する規則と推薦事項が FIM 環境コードに明記される。

110 保険

110. 1 第三者保険

110. 1. 1 国際競技会またはプロモーターの関与しない FIM 世界選手権及びプライズイベントの第三者保険

FIM 選手権、プライズイベント、あるいは国際競技会のオーガナイザーは、競技会中、あるいはプラクティス中に第三者を対象とする事故が発生した場合に、オーガナイザー自身、およびマニファクチュラー、ライダー、パッセンジャー、スポンサー、およびオフィシャルの賠償責任をカバーする英語またはフランス語で書かれた保険証書のコピーを遅くとも大会の 20 日前までに FIM 執行事務局に提供しなくてはならない。この保険によって、FIM の第三者に対する賠償責任もカバーされるものとする。

最低保証額は、その大会が開催される当該国の法律に定められている最低額以上、その都度取締役会にて決定され、FIM によって告知される。

第三者保険の有効期限は、オフィシャルプラクティスセッション開始 2 日前から最終レース終了日の 2 日後までとする。

110.1.2 FIM 契約プロモーターとのパートナーシップによる FIM 世界選手権またはプライズイベントの第三者保険

FIM 契約プロモーターは、競技会中、あるいはプラクティス中に第三者を対象とする事故が発生した場合に、プロモーター自身、およびマニファクチュラー、ライダー、パッセンジャー、スポンサー、およびオフィシャルの賠償責任をカバーする第三者保険に加入していなければならない。その保証は、FIM またはオーガナイザーに対する如何なる賠償をも保証するものでなければならない。英語またはフランス語で明記された保険証券の写しは、大会の最低 20 日前までにオーガナイザー及び FIM 執行事務局宛てに送付されなければならない。

当該大会が開催される国の法律で定められている最低補償額を下回ってはならないとされるこの最低補償額は、取締役会で決定され、FIM 年鑑に明記される。

第三者保険の有効期間は、公式プラクティスセッションの開始 2 日前からレース最終日の 2 日後までとする。

110. 2 ライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント及びチーム用の事故保険

FMN または FIM が行うことを認めた団体が、FIM ライセンスを所持するライダー、パッセンジャー、トライアルアシスタント、またはチーム、に出走許可を与えるにあたって、当該ライダー、またはパッセンジャーが、死亡、身体障害、医療処置、および本国帰還をカバーする個人の事故に関して保険に入っていることを証明する。この保険によってカバーされる最低保証額は、FIM 年鑑に記載されているスイスフランでの額と同等額とする。この保険は、すべての競技と公式プラクティスに関して有効とする。

FIM 世界選手権又はプライズイベント、海外選手の参加が認められる国内競技会のクロスカン트리ラリーのオーガナイザーは、自己経費により、エントリーしている全てのライダーを対象とする傷害保険（調査、抽出、治療及び送還）をかけていなければならない。（本保険に関する詳細は FIM 回報を参照）

FMN は、自国の FIM ライセンスを所持者に対して、もし彼らの保証額が FIM の最低保証額に満たない場合、特別に追加条件を付することが出来る。

110. 3 物品損害についての責任

FIM、FIM 契約プロモーター、主催国協会あるいはオーガナイザーは、競技会中、あるいはプラクティス中に、その競技会に出場するマシン、あるいはスペアシン、その部品、または装備が被った損害に関して賠償責任を負うことは一切ない。これはその損害の原因が、火災、事故やその他の原因、盗難、あるいは品質の変化などに関する場合に当てはまる。

しかしながら、オーガナイザーは、マシンがその専有管理区域（クローズドパーク等）にある場合には、責任を負うものとする。したがって、オーガナイザーは、その管理区域における管理期間中のすべてのモーターサイクルに関して、その商業価値全額に相当する額の保険を、盗難、紛失、損害に対してかけるものとする。

1 2 0 FIM 競技会へのエントリーとエントリー受理

エントリーの受理、取り消し、エントリーの拒否、競技会の欠席及びエントリー費用の払い戻しに関するすべての規則は、当該付則及び規則に明記される。

1 3 0 競技会の開始と運営

1 3 0. 1 競技会の開始

第 1 回受付及び車検の開始により競技会が開始となる。

1 3 0. 2 競技会中の規則

競技会中の全ての規則及び準備しなければならないものについては、当該細則及び規則に明記される。

1 4 0 競技会終了後

1 4 0. 1 最終車検

レースに参加した全てのライダー、モーターサイクルは、最終車検の対象となる。

燃料及びクーラントを含み、モーターサイクルの適合性に関する規則に違反した場合、当該付則及び規則に明記された処罰の対象となる。

1 4 0. 2 レースの順位と賞の訂正

ペナルティーが科された場合、順位はそれに準じて訂正される。

1 4 0. 3 賞を受ける権利の喪失

競技会において、順位から除外された、あるいは資格停止となったライダーは、提訴権を認められたうえで、賞を受ける権利を剥奪される。

1 4 0. 4 交通費及び賞金の支払い

交通費と賞金がある場合、該当する付則及び規則または大会特別規則に基づいて行われる。

1 4 0. 5 競技会の終了

抗議、および提訴の提出期限が終了し、すべての抗議と提訴に決定が出されるまでは、競技会は終了したとはみなされない。

提訴があった場合、最終決定が出されるまで、結果は最終的なものとはみなされない。

公式の表彰式がある場合、1位、2位、3位に入ったライダーに出席が求められる。

レースコントロールは、抗議受け付け時間が終了するまで、所定の位置に配置され、すべての設備が使用可能な状態に保たれる。また、すべてのオフィシャルとマーシャルは、国際審査委員会、レースディレクションまたはFIM スチュワードの要請に答えられるようにサーキットに止まるものとする。

140.6 FIM世界選手権およびプライズの結果

FIM 世界選手権及びプライズイベントの最終結果は遅れることなく執行事務局へ送付することに関するすべての規則は、当該付則及び規則に明記される。

懲戒規定

本規則における男性人称は、簡素化を目的としたものであり特に明記されていない場合は女性を含むこととする。

1. 原則と適用範囲

1.1 原則

さまざまな FIM 分野の規則に特定のルールが定められる場合がある。該当する場合、その特定のルールは、本規定より優先される。

1.2 適用範囲

本規定および各種 FIM 規則の規定に対する違反または不遵守が証明された場合、各種目の規則に定められた特定の規則に従い、本規定に定められた罰則の対象となる。

本規定は、スポーツコード第 30 条に定義されているように、FIM 競技会に何らかの立場で参加する人物または法人に特に適用される。

FIM ライセンス所持者は、周囲の人々による本規定および各種 FIM 規則の違反または不遵守が証明された場合、その責任を負わなければならない。

原則として、本規定は、スポーツコード第 130.1 条および第 140.5 条に規定されているように、本規定の特定の規定に従い、FIM ミーティングの開始から終了まで適用される。

2. ペナルティー

ペナルティーには下記の種類がある：

- 警告
- 罰金
- タイムペナルティー及び／あるいはポイントペナルティー
- 順位降格
- 失格
- 選手権ポイントの剥奪
- 資格停止
- 資格剥奪

2. 1 ペナルティーの定義と適用

• 警告	規則に関する注意
• 罰金	最高 100,000 ユーロまでの財政的ペナルティー
• タイム及び/あるいはポイント ペナルティーまたはタイムの削除	ライダーの実質的な結果に影響を及ぼすタイムまたはポイントまたは距離の賦課、あるいはタイムの削除
• 順位降格	ライダーは、指示された順位に戻らなければならない
• 失格	大会、プラクティス、レースまたはランキングで得たリザルトの失効が自動的または個々に独立して科される。
• 選手権ポイントの剥奪	スポーツコード第 30 章に明記されている FIM 選手権ポイントの剥奪
• 資格停止	特定期間に関して、FIM のメンバーまたはライセンス所持者であることによって生じるすべての権利を失う、または FIM の管轄下で行われる活動への参加を禁止される。本罰則の適用に関しては適用期間が明記され、これは最高 2 年間までとする。
• 資格剥奪	FIM の管轄下で行われるすべての活動に参加する権利を最終的、かつ完全に失うことを意味する。 この資格剥奪は時間の経過とともに調整することが可能とされる。

各競技規則には、本条に定める制限の範囲内で、課せられる罰則のリストが明記されるものとする。

2. 2 特定のペナルティー

特定の違反に関する固定ペナルティーは、スポーツコード、メディカルコード、アンチドーピングコード、環境コード、各付則及び／あるいは個々の大会の大会特別規則に明記されている。

2. 3 複数のペナルティー

状況に応じて、一人の違反者に複数のペナルティーが科されることもある。

特定のペナルティーの中には、それが完了されるまで FIM によってライセンスが停止されるものもある。

2. 4 罰則に適用される原則

相応の制裁を科す為には、その行為の性質と重大さ、過失の程度と違反者の行為、およびその他の関連状況を考慮しなければならない。

3. FIM 規律及び裁定組織

F I Mの規律および裁定組織には下記がある：

- 国際審査委員会 (IJ)、レースディレクションまたはレースディレクター、レフリー及び FIM スチュワードパネル及び FIM アピールスチュワードパネル
- 国際控訴裁判所 (CAI)

国際控訴裁判所 (CAI) は、各競技の特定の規則により、MotoGP 控訴裁判所、WSBK 控訴裁判所、または EWC 控訴裁判所と称される。

3. 1 ミーティングに参加する組織

本規約の第 3 条 a に列挙されている懲戒機関のすべてが FIM 会議に定期的に出席するわけではない。以下の規定は、該当する競技規則に従い、実際に出席するこれらの機関について表す。

レースディレクションは、該当する競技の規則に従って 1 人以上の役員で構成される。各種目の規則に規定されている場合、懲戒権を有する。

レフリーは、該当する競技の規則に従って特定のスポーツ競技で任命される人物とする。レフリーは、各種目の規則に定められた懲戒権を有する。

国際審査員 (JI) は、該当する競技の規則に従って懲戒権を有する。

FIM スチュワードパネルは、該当する競技の規則に従って懲戒権を有する。

FIM アピールスチュワードパネルは、該当する競技の規則に従って FIM スチュワード パネルが下した決定に対して、その場で上訴する責任を負う機関とする。

3. 2 国際控訴裁判所(CAI)

国際控訴裁判所（CAI）の裁判官は全員、ディレクター率いる国際裁判官リスト（LJI）のメンバーとする。国際控訴裁判所（CAI）は独立した事務総局によってサポートされる。

3. 2. 1 国際裁判官のリスト(LJI)

3. 2. 1. 1 構成

国際裁判官リスト（LJI）は、FMN が推薦し、取締役会が任命するメンバーで構成される。LJI ディレクターも取締役会が任命する。任命は FIM の定款に従って総会で承認される。

3. 2. 1. 2 資格

国際裁判官（JI）に任命されるには、候補者は大学レベルの法律学位を取得していなければならない。候補者は FIM の公用語の少なくとも 1 つで自己表現できなければならない。ただし、候補者は FIM の役員またはライセンス支持者であってはならない。

3. 2. 1. 3 任務

国際裁判官（JI）の任期は 4 年とし、更新を可能とする。

任期は、当該メンバーの任命を確認する総審議会の日から開始される。すべてのメンバーの任期は 4 年ごとに同時に終了することから、国際裁判官メンバー（LJI）が 4 年の期間中に任期を開始した場合、その任期は次の更新までの残りの期間とする。国際裁判官メンバー（LJI）の任期が、裁判官に任命された手続きが完了していない間に終了した場合、その任期は例外的にその手続きの終了まで延長される。

国際裁判官の会議に 2 回連続して出席しなかったメンバーは、LJI ディレクターが正当とみなす理由を示さない限り、取締役会によって解任される場合がある。

3. 2. 1. 4 地位と権限

総審議会で任命が確認された後、国際裁判官（JI）メンバーは、いかなる状況においても独立性、機密性、公平性、誠実性をもって行動し、金銭的、個人的、忠誠心を問わず、起こり得る利益相反を明らかにすることを厳粛に誓約する宣言書に署名しなければならない。

国際裁判官（JI）メンバーは、国際裁判官ディレクターを通じて、この規範の改正について取締役会に勧告することが出来る。

3. 2. 2 国際控訴裁判所（CAI）ジャッジパネル

3. 2. 2. 1 構成

国際控訴裁判所（CAI）への照会が提出された後、速やかに国際控訴裁判所事務局長により国際裁判官（LJI）メンバーから 1 人の裁判官または 3 人の裁判官の審査団を任命する。裁判官が 1 人以上いる場合は、審査団の長が事務局長によって任命されます。

各裁判官は、任命を受け入れた時点から審理中、当事者から公平かつ独立していなければなりません。各事件について、裁判官は独立宣言に署名し、独立性に疑問を呈する可能性のある事実または状況、または公平性に関して合理的な疑いを生じさせる可能性のある事実または状況を事務局長に書面で開示する必要があります。

単独裁判官または審査団の長がまだ任命されていない場合、必要に応じて国際裁判官（LJI）ディレクターがそれらの任務を遂行する。

3. 2. 2. 2 当事者への通知と忌避

各事例について、事務局長は、裁判官候補者リストを当事者に通知する。当事者は、リストの通知受領 3 日以内に、理由を添え、リストから 1 名または複数の裁判官の忌避を要請する権利を有する。

事務局長が正当な異議申し立てであると判断した場合、事務局長は、リスト上の他の裁判官から 1 名または複数の交代裁判官を任命しなければならない。

裁判員団を構成する裁判官の最終的な選択は、審理の日まで裁判官本人以外には公開されない。

3. 2. 3 CAI 事務総局

3. 2. 3. 1 事務局長

CAI 事務総局は、事務局長が代表し、事務局長によって指揮される。

事務局長は、FIM およびモーターサイクルスポーツ以外で主な専門的活動を行っている経験豊富な法学者または弁護士とする。

事務局長は、本規定事項 3.2.1.4 に準拠し、LJI のメンバーに提供される独立宣言に署名しなければならない。

3. 2. 3. 2 責務

事務局長は、CAI が本規則によって割り当てられた機能を遂行できるようにするためのすべての物質的および手続き的役務を担当する。

事務局長は特に、事件に関連するすべての文書を受け取り、当事者および裁判官に転送し、審問を組織し、CAI の決定を通知する責任を有する。

また、事務局長は、CAI によって下されたすべての決定の完全な収集を維持する。

別段の指示がない限り、事務局長は、判決そのものを除き、事件に関連して当事者と交換されるすべての通信に裁判官に代わって署名する署名権限をすべての裁判官から委任される。

事務総長は、判決の審問および審議に出席する事は出来るが、それらに参加することはできない。

3. 2. 4 権限

国際控訴裁判所（CAI）は係争権を有している。

3. 2. 4. 1 FIM 競技会に関する控訴

国際控訴裁判所（CAI）は、本規程第 3 条 a 項に規定する懲戒機関が下した決定に対する控訴を当該規律の規則に従って審理する権限を有する。

このような控訴は、FIM ライセンスを保有し、当該決定に直接影響を受ける人または法人が行うことができる。

FIM 競技会中に下された決定は、進行中の会議の円滑な運営に支障をきたさない限り、控訴することが出来る。この原則に従い、各スポーツ委員会は、控訴が進行中の会議の円滑な運営に支障をきたす場合を規則で定めなければならない。

大会終了後、FIM 会長、執行委員会、または理事会は、本規定事項 5.2.1.1.b に定められた条件に基づき、FIM 規則の違反または不遵守に関するすべての問題を CAI に報告することが出来る。

3. 2. 4. 2 大会に参加している懲戒機関からの照会

本規定事項 3.a に記載されている懲戒機関は、事項 4.1.2 に規定されているとおり、国際控訴裁判所（CAI）に事例を照会することが出来る。

3. 2. 4. 3 コンチネンタルユニオン（CONU）が定める控訴

CONU の法令および規則において特定の控訴手段が事前に尽くされたことを条件に、国際控訴裁判所（CAI）が特定の控訴に対応する権限を規定している場合がある。

3. 2. 4. 4 FIM 定款の適用に関する控訴

FIM 定款第 5 条に則り、国際控訴裁判所（CAI）は、FIM 定款および規則の適用に関する FIM 機関が行った決定に対する控訴を審理する権限を有する。

このような控訴は、FMN または当該決定によって直接影響を受ける人物または法人が申し立てることが出来る。

3. 2. 4. 5 倫理問題に関する異議申し立て

FIM 倫理規定第 7 条に則り国際控訴裁判所（CAI）は倫理委員会の決定に対する異議申し立てを審理する権限を有する。

3. 2. 4. 6 ドーピング問題に関する管轄権の制限

国際控訴裁判所（CAI）はドーピングに関する管轄権は持たない。

3. 2. 4. 7 アドバイザリー・オピニオン

FMN および FIM のあらゆる団体は、FIM の規約および規則の条項の解釈または適用に関連するあらゆる法的事項について国際控訴裁判所（CAI）に助言を求めることができる。

4 競技会に参加する懲戒機関による手続き

4. 1 すべての手続きに共通する規定

4. 1. 1 原則

大会中に適用される手続きについては、FIM の様々な分野の規則に特定の規則を定めることが出来る。そのような特定規則は、この規定の一般的な規則よりも優先される。

4. 1. 2 国際控訴裁判所（CAI）への照会

その事例の性質と複雑さに応じて、本規定第 3 条 a にリストされている懲戒機関は、競技会に参加している他の懲戒機関前でその決定に異議を唱えることができない場合、その事例を 国際控訴裁判所（CAI） に照会して処理することが出来る。

4. 1. 3 FIM の参加

国際控訴裁判所（CAI）への FIM の 参加に関して事項 5.1.1 は、競技会に参加する懲戒機関による手続きにも適用される。

4. 1. 4 制裁の適用

本規定及び種々 FIM 規則に対する違反または不遵守が証明された場合、FIM 競技会に参加し当該分野の規則によって設定された懲戒機関は、事項 2 から事項 2.4 に記載されている制裁を課す権限を有する。

4. 1. 5 抗議または控訴の不受理の明確化

抗議または控訴が本規定または規律規則で定められた関連手続きに従って提出されなかった場合（例、期限違反、保証金の未払い等）、競技会に参加している懲戒機関は、審理を行わず、抗議または控訴を不受理と宣言する権利を有する。

4. 1. 6 弁護および聴聞の権利

競技会に参加している懲戒機関の 1 つで訴訟の対象となっている個人または法人は、書面または口頭で、本人または代理人を通じて自己を弁護する不可侵の権利を有する。

訴訟の対象となっている当事者は、競技会に参加している懲戒機関に聴聞を要請することが出来る。懲戒機関は聴聞会を開催するかどうかを決定する。当事者が複数いる場合は、聴聞会を開催するために全ての当事者の同意が必要とされる。

競技会に参加している懲戒機関の 1 つで訴訟の対象となっている当事者は、自らが選んだ、正式に認可された 1 名の弁護人を自らの費用で代理する権利を有する。

競技会に参加している懲戒機関における自由評価の対象となる証明要素において訴訟の当事者は自らの費用で証人および専門家の介入を要請することも出来る。

4. 1. 7 決定の内容

競技会に参加する懲戒機関の決定には理由が示され、特に次の内容が含まれるものとする。a. 懲戒機関を構成する職員の氏名。b. 決定の日付。c. 手続きに参加した当事者の氏名。d. 事実の陳述。e. 理由。f. 実施部分。g. 懲戒機関を構成する職員の署名。

4. 1. 8 決定の効果

競技会に参加し、本規定第 3 条 a 項に規定される懲戒機関の決定は、通知され次第、直ちに執行可能とする。

4. 1. 9 決定の通知

FIM 競技会に参加する懲戒機関の決定は、イベント会場で直接通知される必要がある。それができない場合、電子的手段、または受領確認付きの書留郵便、または受領確認付きの電子メールで通知される。

4. 1. 10 決定の公表

FIM 競技会に参加する懲戒機関は、その決定をあらゆる媒体を使用して公表するか、または公表させる権利を有し、関係者全員の名前を引用する権利を有している。決定の公表のさまざまな手段で引用された人物または機関は、FIM、CONU、または関係する FMN またはその代表者に対して訴訟を起こす権利は無いものとする。

4. 2 抗議

4. 2. 1 抗議権

FIM ライセンスを保有している人物または法人で、FIM が認可した競技会中に罰則処分の対象になっていない者で、危険またはスポーツに反する不正な行為やライディングまたは行動によって直接的に不利益を被っているとみなされる者、事項 3.a に記載されている組織は、そのような行為、乗車、行為に対して抗議する権利を有する。

4. 2. 2 抗議の手順および期限

すべての抗議は書面で提出し、関与する人物またはその代理人、または直接関係する法人の代理人が署名しなければならない。抗議は FIM の 2 つの公式言語のいずれかで作成されなければならない。

すべての抗議は単一の主題のみに言及する必要があり、特に次の内容を含むことができる。

a. 紛争の主題および関連する事実の説明。b. 適用される可能性のある FIM 規則。c. 主張およびそれを支持する原告の主張。

原則として、出場するライダー、パッセンジャー、チーム、またはバイクの資格に対する抗議は、公式練習の開始前に行わなければならない。

その他の抗議は、競技規則に特記されていない限り、結果発表後 30 分以内に提出されなければならない。

抗議は、対応する競技規則に従って、抗議保証金 660 ユーロとともに、担当オフィシャル（レース ディレクター、FIM スチュワードパネルのスチュワード、またはレフリー等）に渡さなければならない。

4. 3 競技会に参加している懲戒機関への控訴

4. 3. 1 競技会で控訴を担当する懲戒機関

該当する特定規則において、競技会に参加している懲戒機関の決定に対する控訴は、競技会に参加している懲戒控訴機関に提出しなければならないと規定される場合がある。

競技会に懲戒控訴機関が参加していない場合、控訴は 国際控訴裁判所（CAI）に直接提出されなければならない。

4. 3. 2 控訴権

FIM ライセンスを所持し、FIM 競技会中に下された決定に直接影響を受ける人物または法人は、その決定に対して控訴する権利がある。

4. 3. 3 控訴の対象となる決定

FIM 競技会中に下された決定は、進行中の競技会の円滑な運営に支障をきたさない限り、控訴することが出来る。

この原則に従い、各スポーツ委員会は、控訴が進行中の競技会の円滑な運営に支障をきたす場合に関して規則で決定する責任がある。

4. 3. 4 控訴手続き

すべての控訴は書面で提出し、控訴人またはその代理人、または直接関係する法人の代理人が署名しなければならない。

控訴は FIM の 2 つの公式言語のいずれかで作成されなければならない。

すべての控訴には、特に、第一審の争点となる決定と、その争点となる理由を記載しなければならない。

控訴の提出期限は、該当する競技規則に別途記載がない限り、争点となる決定の通知後遅くとも 1 時間以内とする。

控訴は、該当する競技規則に従って、担当役員（レース ディレクター、FIM スチュワード パネルのスチュワード、またはレフリー等）に提出し、抗議保証金を添えなければならない。1,320 ユーロ

4. 3. 5 国際控訴裁判所（CAI）への控訴

競技会に参加したこれらの控訴機関の決定は、規律規則の特定規定に従って、本規定事項 5.2 に規定されているように国際控訴裁判所（CAI）に控訴することが出来る。

5 国際控訴裁判所（CAI）における手続き

5. 1 すべての手続きに共通する規定

5. 1. 1 FIM の参加

国際控訴裁判所（CAI）におけるすべての手続きにおいて、FIM は自らの利益を主張し、手続きの当事者としての立場を説明する権利を有する。

FIM の介入は任意であり、執行委員会の裁量に委ねられている。適切な場合、取締役会は各ケースで FIM を代表する人物（複数可）を任命するものとする。

この規定により、FIM は、この規定に定められている他の当事者と同じ権利と義務を享受する。

FIM が手続きの当事者でない場合でも、意見を提出することができる。

5. 1. 2 適用法

適用法は、有効な FIM の規制文書（法令、規則、コード、その他の拘束力のある規則）および補足的スイス法です。

5. 1. 3 期限の計算

原則として、期限は暦日を参照し、関係するイベントが発生した日の翌日から開始される。期間の最終日がスイスのヴォー州で営業日ではない日である場合、期間はその日の翌日に終了となる。

発送日が期限の開始日として決定的であり、当事者はこの発送日を証明しなければならない。

5. 1. 4 当事者の権利と代理

国際控訴裁判所（CAI）での訴訟手続きの対象となる人物または法人は、本人または代理人を通じて自らを弁護する不可侵の権利を有する。

国際控訴裁判所（CAI）に召喚された当事者は、自らが選択した 1 人の弁護人を自らの費用で代理する権利を有する。その意向は、事件の他のすべての当事者にも通知するため事務局長に適切に通知されなければならない（弁護人の身元と代理される当事者が発行した委任状）。通知されなかった場合、国際控訴裁判所（CAI）はそのような代理行為に対する異議を支持する場合がある。

5. 2 異議申し立て

5. 2. 1 国際控訴裁判所（CAI）への照会

5. 2. 1. 1 異議申し立て提出の期限

FIM 競技会に関連する異議申し立ての期限は次のとおりとする。

a. 異議申し立て者の場合

異議申し立ての対象となる決定通知日から 5 日間。

b FIM 会長、執行委員会、または取締役会の場合

関係する会議の日から 10 日間。

FIM 規定の適用に関連する異議申し立て、又は CONU 規定または規則に規定されている異議申し立ての期限は、異議申し立ての対象となる決定通知日から 10 日間とする。

倫理委員会の決定に対する異議申し立て期限は、異議申し立ての対象となる決定通知日から 5 日間とする。

5. 2. 1. 2 控訴通知

控訴通知が受理されるためには、控訴通知は、控訴期限内に、受領確認付きの書留郵便、受領確認付きの電子メール（次の電子メール アドレス：secretariat.cai@fim.ch）または配達証明付きの特別宅配便で事務局長に送付しなければならない。

控訴通知は、FIM のつの公式言語のいずれかで提出されなければならない。起草言語によって、他の当事者が使用する訴訟言語が決定する。訴訟言語以外の言語で表現された文書には、その言語への専門レベルの翻訳を添付しなければならない。

5. 2. 1. 3 控訴保証金

国際控訴裁判所（CAI）の控訴提出には保証金が必要とされる。期限内に事務局長に提出されなければならない。

保証金額：1,320 ユーロ

5. 2. 1. 4 不受理の明確化

国際控訴裁判所（CAI） 控訴が規則で定められた関連手順に従って、または本規定もしくは適用規則で規定された期限内に提出されなかった場合、または控訴保証金が期限内に支払われなかった場合、控訴は不受理となる。

その場合、国際裁判官 LJII ディレクターは、審理を行わず、手続きを継続せずに控訴を不受理と宣言する権利を有します。

5. 2. 1. 5 控訴の効果

原則として、控訴には執行停止効果はない。

ただし、当事者の一方からの要請により、単独裁判官または合議体の長は、本規定事項 5.2.2.3 に従って予備的裁定により争われている決定の執行を停止することができます。

5. 2. 2 手続きの構成

5. 2. 2. 1 手続きのスケジュールと審理の通知

控訴が申し立てられ、控訴保証金が支払われると、事務総長は単独裁判官または合議体の長と合意し、書面による意見の交換と審理の日程の暫定スケジュールを設定します。事務総長は、審理に出席するための招集通知とともに、そのスケジュールを当事者に送付します。

単独裁判官または合議体の長は、手続きの公正さ、対立原則、および当事者の権利を尊重しながら、いつでも自らの判断で、またはいずれかの当事者の要請により、スケジュールを補足または修正することが出来る。

当事者は、単独裁判官または合議体の長に理由を添えて申請することにより、期限の延長または変更を要請することが出来る。ただし、延長または変更を行う権利は持たない。本規定事項 5.2.1.1 に規定されている控訴の期限は延長できません。

国際控訴裁判所（CAI）における手続きは、書面段階と口頭段階から構成される。

当事者の権利の尊重を損なうことなく、当事者の一方、単独裁判官、また

は合議体の長の提案により、口頭段階を省略することが出来る。この段階を省略するには、すべての当事者の同意を必要とする。

5. 2. 2. 2 結合

同じ性質の複数の関連事件は、訴訟の各段階で結合されることがある。

統合は、単独裁判官または合議体の長の裁量で決定される。

結合された事件は、単独裁判官または合議体の長の決定により、再び分離される場合がある。

5. 2. 2. 3 暫定措置

当事者は、単独裁判官または合議体の長に対し、争われている決定の執行停止および暫定措置を、合議体の長宛てに理由を付して申請することができる。

要請された措置を認めるかどうかを決定するにあたり、単独裁判官または合議体の長は、申請者に回復不能な損害を与えるリスク、申請の実質的成功の見込み、および被告の利益と比較した申請者の利益の重要性を考慮するものとする。

当事者の理由を付した要請により、単独裁判官または合議体の長は、状況の変化があった場合には、暫定措置を認めるまたは拒否する決定をいつでも変更することができる。

5. 2. 2. 4 緊急手順

緊急性が認められる場合、当事者の一方が単独裁判官または合議体の長に理由を付して申請することにより、緊急手続きの導入を要請するか、単独裁判官または合議体の長が自らの判断で決定することが出来る。

5. 2. 3 手続きの書面段階

5. 2. 3. 1 控訴人の控訴理由

控訴人は控訴通知後 10 日以内に、控訴理由をすべて事務局長に提出しなければなりません。

理由には、次の内容を含めるものとする： a. 紛争の主題および関連する事実の詳細な説明、b. 適用される可能性のある FIM 規則、c. 上訴人の主張、および d. 上訴人の主張を裏付ける議論。適切な場合、上訴人が依拠する書面および記録された証拠、および争われている判決のコピーを訴訟の陳述書に添付するものとする。

5. 2. 3. 2 被告の反論理由

事件開始時に定められた手続きスケジュールに従い、当事者は事務局長に答弁書を提出することが出来る。

反論書およびその付属書類は、訴訟の言語で作成しなければならない。また、控訴人の控訴理由に関する本規定事項 5.2.3.1 に規定されている内容要件に準拠していなければならない。

5. 2. 3. 3 証拠提出

証拠を所持する人物に直接要求できない場合、または当事者が証拠の提出を拒否する場合、単独裁判官または合議体の長に、十分な精度で関係文書を特定し、事件に対するその有用性を正当化して、この旨の要求を行うことが出来る。

5. 2. 3. 4 提出書類の送付と変更

原則として、当事者は控訴または回答のいずれにおいても、添付書類を添えた書面提出書類を 1 つだけ提出することが出来る。

ただし、単独裁判官または合議体の長に理由を付して申請すれば、特に審理中に新たな事実または法律事項が明らかになった場合、他の書面提出書類、文書または証拠書類を国際控訴裁判所（CAI）に提出する権限が与えられる場合がある。単独裁判官または合議体の長は、当事者が他の書面提出書類を提出することを認めるかどうか、また、これらの新しい書類の提出期限を設定する。

当事者は、すべての提出書類、文書および証拠書類を、唯一の連絡窓口である事務局長に送付する。事務局長は、提出書類を他の当事者に提供するか、または関連する宛先に転送する責任を負う。これは単独裁判官または合議体の長に宛てた申請にも適用される。当事者は、訴訟手続きに関するすべての質問を事務局長に提出するよう求められるが、事務局長には裁判官の評価に代えて自らの評価を行う権限は無い。

当事者は、書面による提出物、文書、および証拠のコピーを、受領確認依頼を添え、secretariat.cai@fim.ch に電子メールで事務局長に送付しなければならない。

5. 2. 3. 5 機密保持

当事者の正当な要請により、単独裁判官または合議体の長が、特定の情報の機密保持を確保するために適切な措置を講じる場合がある。

5. 2. 4 手続きの口頭段階

5. 2. 4. 1 聴聞参加者の身元

手続きのスケジュールで指定された期限内に、聴聞の前に、当事者は、自らを代表して参加するすべての人物の身元、ならびに当事者との役割および関係を事務局長に示すものとします。特に、呼びたい証人または専門家の身元を示さなければならない。

5. 2. 4. 2 聴聞スケジュール

聴聞の暫定スケジュールは、単独裁判官または合議体の長と合意した事務局長によって作成され、当事者に送付されます。単独裁判官または合議体の長の決定により、または当事者の要請により、いつでも修正することが出来る。

5. 2. 4. 3 聴聞の公開

原則として、聴聞は公開とする。ただし、単独裁判官または合議体の長は、例外的な場合に別の決定を下すことが出来る。

事務局長は、聴聞会が秩序正しく行われるよう、事前登録、認定などの措置を講じることも出来る。

5. 2. 4. 4 対面および遠隔聴聞

原則として、聴聞は FIM 本部で対面で行われる。ただし、当事者の 1 人の要請、または単独裁判官または合議体の長の主導により、ビデオ会議、電話会議、またはその他の通信手段によって聴聞が行われる場合がある。このような聴聞の実施方法は、関係するすべての当事者の同意がある場合にのみ行われる。

当事者、証人、専門家、または聴聞への出席を希望するその他の人物は、単独裁判官または合議体の長に理由を添えて要請することにより、ビデオ会議またはその他の通信手段によって聴聞に出席し、必要に応じて参加することが許可される場合がある。

5. 2. 4. 5 聴聞の実施

聴聞は、事件の単独裁判官または裁判官団によって開催され、団長が議長を務める。

聴聞は、訴訟の言語で行われる。当事者の 1 人、またはその証人または専門家の 1 人が別の言語の使用を希望する場合、必要な通訳を自費で用意しなければならない。

単独裁判官または団長が訴訟手続きを開始すると、対立原則に則り、証人が出席していない状態で当事者にそれぞれの主張を述べるよう求める。

国際控訴裁判所（CAI）は、証拠を完全なものにするために、さまざまな証人および専門家の意見を聴取する。事件の当事者は、すべての証人および専門家の証言および報告書について質問する権利を有する。

パネルメンバーは、聴聞中いつでも、裁判長の承認を得た上で、関係する当事者、証人、専門家に質問することが出来る。

聴聞の終了後、単独裁判官または合議体の長が別段の決定をしない限り、当事者は追加の証拠を提出する権限を持たない。

5. 2. 4. 6 証人と専門家

各当事者は、国際控訴裁判所（CAI）が別段の決定をしない限り、自らの証人と専門家の招集と出廷、およびその費用について責任を負うものとする。

国際控訴裁判所（CAI）は証人または専門家を召喚することが出来る。証人または専門家の身元は、当事者に事前に通知されます。証人または専門家が負担する費用は、本規定事項 5.2.6 に規定されている費用に含まれる。

証言および報告は自由に行うことができる。証人は、自分が知っている事実についてのみ証言することができ、国際控訴裁判所（CAI）が証人を特定の主題の専門家とみなし、証人に意見を述べるよう依頼しない限り、意見を述べることはできない。

証言および報告を行った後、証人および専門家は、単独裁判官または合議体の長の同意がある場合を除き、法廷を離れることはできず、証言および報告をまだ行っていない他の証人または専門家と話すことも認められない。

5. 2. 4. 7 聴聞への欠席

聴聞に召喚された当事者は、本人が出席するか、法人の場合はその権限のある代表者が出席するか、弁護士に代理を依頼しなければならない。

正当に召集された当事者のいずれかが出席しない場合、欠席判決が言い渡されることがある。

控訴人は出席するか、正当に代理を依頼する必要があります。これができない場合、控訴は認められず、費用は控訴人が負担するものとする。

5. 2. 5 国際控訴裁判所（CAI）の決定

5. 2. 5. 1 判決日

原則として、国際控訴裁判所（CAI）は控訴理由書を受領してから 3 か月以内に決定を下すものとする。

5. 2. 5. 2 審議

国際控訴裁判所（CAI）の決定は、FIM またはいずれかの当事者の出席なしに、単純多数決で非公開で行われる。すべてのメンバーは平等に投票権を持ち、棄権は認められない。

合議体の各構成員または単独裁判官は、すべての審議を秘密にすることを誓約しなければならない。

5. 2. 5. 3 決定の内容

国際控訴裁判所（CAI）の決定には理由が付され、特に次の内容が含まれるものとする。a. 事件を審理する裁判官の名前。b. 審理の日付および決定の日付。c. 訴訟に参加した当事者の名前、および該当する場合はその代理人の名前。d. 事実の陳述。e. 理由。f. 訴訟に関連する費用の配分を含む、該当する場合は実務部分。g. 単独裁判官または合議体の長の署名。

5. 2. 5. 4 決定の効果

国際控訴裁判所（CAI）が別段の決定をしない限り、その決定は通知後すぐに執行可能とする。

5. 2. 5. 5 決定の通知

決定は、書面、受領確認付きの書留郵便、および受領確認付きの電子メールで、関係するすべての当事者に通知する必要がある。また、関係するすべての FMN にも通知しなければならない。

5. 2. 5. 6 決定の修正

当事者に決定を通知した後、国際控訴裁判所（CAI）は、自らの判断で、またはいずれかの当事者の要請により、決定の理由または実施部分に含まれる誤記を訂正することができますが、その意味を変更または修正することはできない。

5. 2. 5. 7 決定の公表

国際控訴裁判所（CAI）の決定は、国際控訴裁判所（CAI）が別途決定しない限り、FIM の Web サイトで公表される。状況により正当と判断される場合、公表を要約形式または匿名にすることを決定することも出来る。

決定は、国際控訴裁判所（CAI） または FIM によるプレス リリースの対象となる場合がある。

決定が公表されるさまざまなメディアで名前が挙げた人物または団体は、FIM、CONU、または関係する FMN に対して、また、その公表を行った人物に対して、訴訟を起こすことは出来ない。

5. 2. 6 手続費用

5. 2. 6. 1 手続費用の決定

手続費用には、国際控訴裁判所（CAI） への付託から判決の宣告までの手続に関連するすべての費用、手数料、支出が含まれる。ただし、弁護費用および/または証人または専門家に関連する手数料または費用は含まれない。これらは、国際控訴裁判所（CAI） が別途決定しない限り、当事者の責任となります。

費用の裁定は、手続を終了する時点で決定されます。手続費用は、国際控訴裁判所（CAI） が別途決定しない限り、敗訴した当事者に対して裁定されます。複数の当事者が敗訴した場合、国際控訴裁判所（CAI） は費用の分担方法を決定します。

費用の正確な金額は、その後、国際控訴裁判所（CAI） 事務局長によって計算される。費用は定額で設定される場合がある。

5. 2. 6. 2 罰金および費用の支払い

国際控訴裁判所（CAI）が宣告した金銭的措置（手続費用または罰金）は、決定の通知または対応する請求書の受領後 30 日以内に支払わなければならない。

支払いの遅れや、支払いが滞った場合、ジャッジパネルが別途決定しない限り、決定の影響を受ける個人または団体は、事務総局が全額の支払いを受領するまで、すべての FIM 活動への参加を自動的に停止される。

5. 3 勧告的意見

FMN または FIM の機関は、いつでも 国際控訴裁判所（CAI）に諮問し、FIM の規約および規則に関する法律上の疑問について勧告的意見を得ることができる。ただし、提起される疑問は係争中の事件に関するものであってはならない。

5. 3. 1 国際控訴裁判所（CAI）への諮問

勧告的意見の要請は、FIMの 2 つの公式言語のいずれかで、受領確認付きの書留郵便、受領確認付きの電子メール、または配達証明付きの特別宅配便で事務総局に送付する必要があります。

勧告的意見には、次の内容を含めることができる。a. 関連事実の詳細な説明、b. 関係する FIM 規則、c. 疑問とその理由、および d. 要請当事者の立場（ある場合）とそれを支持する主張。

5. 3. 2 手続きの構成

事務局長は、意見を担当する単独判事または会長と合意の上、必要に応じて暫定スケジュールを設定する。審問を開催する必要がある場合、この通知は審問に出席するための通知とともに当事者に送られる。

5. 3. 4 国際控訴裁判所（CAI）の意見

5. 3. 4. 1 審議

国際控訴裁判所（CAI）の意見は、FIM または当事者の出席なしに、単純多数決で非公開で決定される。意見を担当するすべての裁判官は平等な投票権を持ち、棄権は認められない。

パネルの各メンバーまたは単独の裁判官は、すべての審議を秘密にすることを誓約しなければならない。

5. 3. 4. 2 意見の内容

国際控訴裁判所（CAI）の意見には理由があり、特に次の内容が含まれる場合がある。a. 意見を担当する裁判官の名前、b. 訴訟に参加した当事者の名前、および該当する場合はその代表者の名前、c. 事実の陳述、d. 理由、e. 意見を担当する単独裁判官または裁判長の署名。

5. 3. 4. 3 意見の効力

国際控訴裁判所（CAI）の意見は拘束力を持ちません。

5. 3. 4. 4 意見の通知

意見は、書面、受領確認付きの書留郵便、または受領確認付きの電子メールで、関係するすべての当事者に通知しなければならない。また、関係するすべての FMN にも通知しなければならない。

5. 3. 4. 5 意見の公表

国際控訴裁判所（CAI）が別途決定しない限り、意見は FIM の Web サイトで公表することが出来る。

これらは、国際控訴裁判所（CAI）または FIM からのプレスリリースの対象となる場合があります。

5. 3. 5 手続費用

手続費用には、事件が 国際控訴裁判所（CAI）に付託されてから意見が出されるまでの、国際控訴裁判所（CAI）での手続に関連するすべての費用が含まれる。

ただし、弁護費用や手数料、証人または専門家に関連する費用は含まれない。これらは、国際控訴裁判所（CAI）が別途決定しない限り、当事者が負担しなければならない。

これらの費用は事務総局によって決定され、請求当事者が負担するものとする。

6. 制裁の相互性

1949 年 4 月 30 日に締結された、モータースポーツを国際的に統括する 4 つの組織、すなわち FIM に加えて、次の組織間で締結された相互性協定の結果として、

- 国際自動車連盟（FIA）
- 国際航空連盟（FAI）
- 国際モータースポーツ連合（UIM）

FIM の要請により、上記の組織が代表するスポーツのいずれかに、出場停止または除名の罰則が適用される場合がある。

7. 慈悲の法則

取締役会は、LJI のディレクターと協議した後、またはディレクターからの提案に基づいて、すべての控訴手続きを尽くした後、個人に対する罰則を軽減または完全に免除することが出来る。